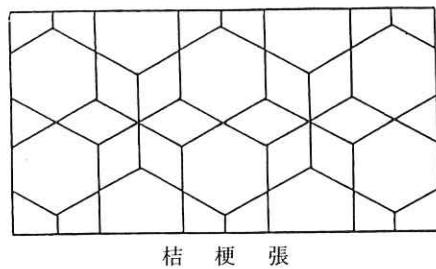


第四章 近代の城崎



桔 梗 張

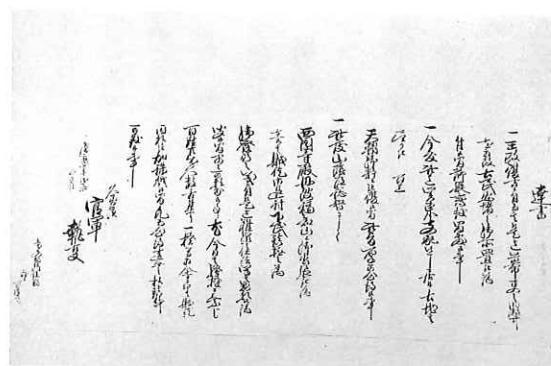
第一節 明治維新と城崎

(1) 廃藩置県と地租改正

維新直後 慶應四年（一八六八）一月鳥羽伏見の戦いに勝利した明治政府は、戊辰戦争の進むなかで中央集権的な新しい政治制度を整えていった。同月に諸外国に対して王政復古と天皇の外交主権の掌握を告げて対外関係を確立してゆき、三月には五箇条の御誓文を公布し、公議世論の尊重と開国和親などの新政府の基本的姿勢を示した。ついで同年閏四月に政体書を制定して中央政府の組織をととのえ、七月に江戸を東京とあらため、九月に明治と改元して一世一元の制をたて、翌明治二年（一八六九）京都から東京に首都を移した。地方行政に関しては、政府は明治二年六月各藩に版籍奉還を命じ、明治四年（一八七二）七月廢藩置県を断行し、あらたに府知事・県令が政府から任命され、国内の政治的統一が完成する。

明治政府は、政治機構において新しい改革を進めたが、一般民衆に対しては旧幕府の統治姿勢をそのまま受けついだ。五箇条の御誓文と同時に出来された五榜の掲示によると、君臣・父子・夫婦の秩序を重んずる儒教的道徳を説き、徒党・強訴などの民衆運動やキリスト教を禁じている。

鳥羽・伏見の戦いの一日の後の慶應四年一月四日、西園寺公望は、丹波から因幡までの諸藩を帰順させるために山陰鎮撫総督に任せられ、鎮撫軍は薩摩藩の番兵一番隊と長州藩の整武隊とで編成された。鎮撫軍は、五日京都を出発し、園部を経て九日には篠山藩領の福住村に進駐した。十一日までに、篠山・綾部・福知山・山



写123 鎮撫軍派遣達書（秦忠雄氏蔵）

家・宮津・豊岡・出石・村岡・能勢・三田などの諸藩の使者が福住に参着し帰順を申し入れた。また鎮撫軍の一分遣隊は福知山藩兵を徴し、十二日久美浜に行き久美浜代官所（城崎はその支配下にある）を統制下に置く。十九日代官宮崎達治郎は代官所を退き、翌日長州・福知山の兩藩兵が代官陣屋に入り、ここを官軍陣営とした。西園寺総督は二十七日久美浜をへて豊岡に進んだ。このように西園寺総督は三丹（但馬・丹波・丹後）一帯の鎮定を終わり、一月五日鳥取へ行つた（『兵庫県百年史』）。

この鎮定に際し、慶応四年一月久美浜官軍執事から旧久美浜代官所支配地の百姓に対しつぎのような達書が出される。

「此度山陰道總督として西園寺殿丹波福知山に御出張被為在候者、賊徒御追討下民鎮撫之為御發行之義ニ付、是迄難渋之仕法等被加誅戮候間、凡而心得違無之様鎮靜可致候事」（桃島、「秦忠雄家文書」）。幕府時代の農民の不満を聞き届けるという姿勢を公言しつつも百姓一揆を厳禁していることが、注目される。

同月すこしたつと久美浜陣営官軍執事名でより具体的な達書が出される。そのおもな内容は①「四海之民惣而天子之百姓ニ有之候處、中古以來武家之押領と相成」と、近世の農民意識に必ずしも十分に浸透していなかつ

た天皇の存在を意義づけること、②「親孝行者人倫之大本深く相心得可申候」などと儒教的道徳の強調、③「去々寅歳洪水ニ付種糲夫食代として先幕吏共より貸付候分、帳面之通上納御容赦被仰付候事」と幕府の農民への洪水救済の貸付は免ずるという恩恵をほどこすが、④「但馬国支配地之分銀納之處、当辰歳より前々之通り四割五歩下ヶ上納被仰付候事」と、年貢の上納は、従来の通りにすること等である（同前）。これは二カ月後に出される五榜の掲示とほぼ同じ方向を示していた。

しかし明治維新後も廢藩置県が成功する明治四年（一八七一）までは但馬の政情は安定しない。「久美浜県下人心不穏」の情報をもとに、但馬城崎辺を探索した児島巡察属は、明治四年十一月十七日つぎのように報告している（三条家文書・神宮文庫所蔵、宮地正人「廢藩置県の政治過程」『日本近代史における転換期の研究』）。元奇兵隊同志と称する者、当地で十名ばかり医者の朝倉心斎、黒崎俊造、小山六郎、町人に垣谷直助（旅館かめや）、田井屋傳左衛門（鮎江傳左衛門、湯島で旅館）ら五人、その外僧侶一両輩、児島から「同論同志」と売りこんだので彼等も児島の旅宿にきた。その際、児島が攘夷論等で挑発したところ、彼等は、当地に「脱徒」兩三人、因幡（鳥取県）には二十余人潜伏中であると口外した。その隊長は相山五郎、富山某で、「來一」、三月頃ニ到、積雪相融ケ、行路自由相成候得バ、騎兵ノ輩ヨリ攘夷論ヲ以、必ズ人心相動クベク歟ニ憂慮」せざるを得ない。「万一至急動搖ニ及候節ハ、官員ニテハ逆モ防方ハ申迄モ之レ無ク、日当今藩々御変革ニ付テハ、三丹藩士ノ内、俄ニ困迫人モ出来致居候頃、右元騎兵隊杯ノ輩、一時ニ拳ニ乗ジ候テハ、実ニ朝廷ノ御不都合、此上モ之レ無キ儀ト存ジ奉リ候」。

行政区画 の変化

さて城崎の所属は、明治維新後、天領（久美浜代官所）から慶應四年閏四月に久美浜県、明治四年七月に豊岡県、明治九年八月から兵庫県とめまぐるしく変化する。村レベルでも明治二十一年に市制・町村制が公布されるまで明治前半の地方行政制度の模索の中で、種々の変遷をとげる。

政府は、廢藩置県とともに新しい戸籍の編成のため従来の町村区画とは別個に区を設定し、これに戸長を置くこととした。これは一般に明治五年（一八七二）になつて実施されたが、区はおおむね旧來の町村区画に即して設定され、戸長には多く旧村役人が任命されたので、町村とは別個の区画として区を設けたことの意味はなくなつた。そこで政府も明治五年四月には、庄屋・年寄などの村役人を廃止することとし、各県は旧村役人制を改め、区の区画を改定して区（区長）—町村（戸長）による下部行政組織を定めた。豊岡県では五年四月区制を実施して大区（郡）の下に小区、小区の下に町村の行政区画を設け、大区に区長、小区に副区長、町村に戸長（庄屋を改称）を置いた（『兵庫県百年史』）。城崎でも明治五年に各村の庄屋・年寄・百姓代の名称が廃止されて、戸長・副戸長・総代などが置かれたことが確認される（表35）。この戸長は、明治六年二月に「戸長は一村一人ヲ限り百五十戸以下年給拾弐円、百戸已下同拾円、五十戸已下同八円ト画定シ更ニ副戸長ヲ要セハ該年給定額ノ内ヲ以是ヲ支弁スヘキ」

（府県史料、豊岡県ノ部）とあるように、給与を受け取ることになつていた。

豊岡県では明治七年三月に大区に区長、小区に戸長、町村には用掛を置くことに改め、新たに区戸長の職掌を制定し（『兵庫県百年史』）、城崎の各村でも七年に戸長から用掛に名称がかわる（表35）。

さらに豊岡県では明治八年十一月の改正をへて、明治九年二月の改正で大区に区長、小区に戸長、町村は五

六町村合わせて副戸長一名を置くことになる。これは規模が小さく経済力の弱い村落に副戸長を置く経済負担を軽減しようという意図からであろう。城崎では明治九年の湯島村・今津村に副戸長莊村武兵衛がいることから明治九年からこの実施が推定される。史料のそろつている明治十一年の副戸長は、湯島村が三宅豊彦（湯島）、今津村・桃島村・上山村が朝倉心斎、簸磯村・来日村が小幡敬三郎（来日）、結村・戸島村・樂々浦村・飯谷村が加田与右衛門（飯谷）でその実施が確認される。すくなくとも、湯島村・今津村・桃島村・上山村・簸磯村・来日村・結村の各村に総代が置かれているのは、個別村落代表として副戸長を補佐するためであろう（表35）。

明治十一年（一八七八）七月、政府は郡区町村編成法・府県会規則・地方税制規則の地方三新法を公布した。この大きな特徴は、旧来の郡・町・村の区画名称を復活し、廢藩置県以降の大小区制にかえたことである。このねらいは、旧慣を尊重しながら、町村会などの地方議会を制度化し、地方有力者をこれに集め、地方税、協議費の賦課に参与させ、地方財政の強化と地方行政の安定をはかることであつた。

兵庫県では、十二年一月大小区制を廢止し三新法の実施に備えて郡長（神戸には区長）の職掌を制定し、徵税・徵兵・教育・諸願届の処理・戸長の監督・官有林の管理などとした。こうして郡（区）は県に直結する行政区画として設定され、郡（区）の下の町・村には戸長を置き、その職務概目を定めて、行政事務を分担させ、町・村理事者としての地位を付与した（『兵庫県百年史』）。

明治十二年の城崎においては、これにもどづき各村落ごとに戸長がおかれるのでなく、基本的にそれ以前の、数村に一人の副戸長がおかれた区画のまま、戸長が置かれた（湯島のみ区画変更）（表35）。これは郡区町村編

表35 明治以降三役表

| 村名 時代 | 来日村 | 結村 | 戸島村 | 楽々浦村 | 飯谷村 |
|----------|-----------------------------------|--|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 慶応3年 | | 庄屋 源六 年寄 又右衛門 百代 小左衛門 | 庄屋 薩右衛門 年寄 弥左衛門 百代 八右衛門 | | 庄屋 忠五郎 年寄 薩兵衛 百代 多郎太夫 |
| 明治元年 | | 総代 稲葉与平 | 全 上 | | |
| △2年 | 庄屋 多良兵衛 | | 全 上 | 庄屋 藤右衛門 年寄 六右衛門 百代 藤左衛門 | 庄屋 加田 与右衛門 |
| △3年 | | 総代 源六 | 全 上 | | 庄屋 岩本 吉兵衛 |
| △4年 | | 総代 源六 | 全 上 | | 庄屋 加田 与右衛門 年寄 八右衛門 百代 清左衛門 |
| △5年 | 戸長 城嶽 仁右衛門 副戸長 岸本 源六 今井又右衛門 | 戸長 植田 弥左衛門 副戸長 横田市左衛門 総代 森垣 八右衛門 | 戸長 潤崎 藤右衛門 副戸長 小向六右衛門 | 戸長 沢田 清左衛門 副戸長 田中八右衛門 | |
| △6年 | 全 上 | | 全 上 | 全 上 | 全 上 |
| △7年 | 用掛 小幡 弥助 | 用掛 岸本 源治 | 用掛 植田 弥左衛門 | 用掛 潤崎 宗太郎 | 用掛 加田 与右衛門 |
| △8年 | 戸長 小幡 弥助 用掛 小幡 敬三郎 | 戸長 岸本 源治 総代 稲葉与平 | 戸長 植田 弥左衛門 総代 横田市左衛門 △垣谷 惣介 | 戸長 潤崎 宗太郎 総代 小向 六右衛門 △ 潤崎 藤左衛門 | 戸長 加田 与右衛門 総代 岩本 吉兵衛 |
| △9年 | | | | | |
| △10年 | 副戸長 小幡 敬三郎 総代 城嶽 仁右衛門 | | | | |

(備考) 町史編纂室収集史料から関係年度の人名・肩書をひろい作成。

第一節 明治維新と城崎

表35 明治以降三役表

| 村名 時代 | 湯島村 | 今津村 | 桃島村 | 上山村 | 簸磯村 |
|----------|--------------------------|--|--|-----------------------------|--------------------------------|
| 慶応3年 | | 庄屋 又右衛門 年寄 治郎兵衛 百代 太兵衛 | 庄屋(惣) 佐右衛門 年寄(原田) 権左衛門 百代(原田) 三郎兵衛 | | |
| 明治元年 | | 全 上 | 全 上 | | 庄屋 六右衛門 年寄 四郎左衛門 百代 六郎太夫 |
| △2年 | 庄屋 大津屋七右衛門 | 全 上 | 全 上 | 庄屋 德兵衛 年寄 九兵衛 百代 宗右衛門 | 全 上 |
| △3年 | | 全 上 | 庄屋 煙 佐右衛門 | | |
| △4年 | | 庄屋 加藤 又右衛門 △ 細田 宗兵衛 年寄 上崎 治郎兵衛 百代 太兵衛 | | | 総代 吉右衛門 |
| △5年 | 副戸長 鮎江傳左衛門 | 戸長 細田 宗兵衛 副戸長 上崎治郎兵衛 総代 長右衛門 △ 太兵衛 | | | |
| △6年 | 副戸長 鮎江傳左衛門 | | 戸長 今井 甚右衛門 副戸長 原田三郎兵衛 | 副戸長 岩本八右衛門 | |
| △7年 | 用掛 青山 七右衛門 △ 西村 六左衛門 | 用掛 細田 宗兵衛 | 4月まで 戸長 今井 甚右衛門 用掛 全 上 | 用掛 岩本 德兵衛 | 用掛 中井 六右衛門 |
| △8年 | 戸長 鮎江 傳左衛門 | | 全 上 | 全 上 | 戸長 中井 六右衛門 |
| △9年 | 戸長 鮎江 傳左衛門 副戸長 荘村 武兵衛 | 旧用掛 細田 宗兵衛 副戸長 荘村 武兵衛 総代 木下 孫兵衛 △ 中島五郎左衛門 | | | |
| △10年 | 副戸長 杉本 和助 | 副戸長 杉本 和助 | 副戸長 杉本 和助 | | |

(備考) 町史編纂室収集史料から関係年度の人名・肩書をひろい作成。

表35 明治以降三役表

| 村名 時代 | 来日村 | 結村 | 戸鳥村 | 楽々浦村 | 飯谷村 |
|----------|---|---|--|--|-------------------------------|
| 明治11年 | 戸長 西山貞幹 副戸長 小幡敬三郎 城嶽仁右衛門 義代 萩田六郎太夫 | 戸長 木下 弥八郎 副戸長 加田与左衛門 義代 岸本源治 義代 横田市左衛門 | 戸長 木下 弥八郎 副戸長 加田与左衛門 義代 垣谷 六右衛門 義代 森垣 八右衛門 義代 横田市左衛門 | 戸長 木下 弥八郎 副戸長 加田与左衛門 義代 垣谷 六右衛門 義代 森垣 八右衛門 義代 横田市左衛門 | 戸長 木下 弥八郎 副戸長 加田与右衛門 |
| ～12年 | 戸長 小幡 弥助 義代 城嶽仁右衛門 | 戸長 潘崎宗太郎 義代 今井政太郎 | 戸長 潘崎宗太郎 | 戸長 潘崎宗太郎 義代 小向六右衛門 潘崎藤左衛門 | 戸長 加田与右衛門 7月以降 戸長 潘崎宗太郎 |
| ～13年 | 義代 萩田六郎太夫 仲沢太郎蔵 | 全 上 | 戸長 潘崎宗太郎 義代 垣谷直助 | 全 上 | 戸長 潘崎宗太郎 |
| ～14年 | 戸長 斎藤富之助 義代 城嶽仁右衛門 義代 萩田辻太夫 | 全 上 | 全 上 | 戸長 潘崎宗太郎 | 戸長 潘崎宗太郎 義代 加田与右衛門 |
| ～15年 | 戸長 斎藤富之助 義代 萩田辻太夫 | 戸長 潘崎宗太郎 | 全 上 | 戸長 潘崎宗太郎 義代 小向六右衛門 | 全 上 |
| ～16年 | 義代 萩田辻太夫 城嶽仁右衛門 義代 岸本源六 | 戸長 潘崎宗太郎 義代 岸本源六 | | 戸長 潘崎宗太郎 | |
| ～17年 | 8月より 戸長 大江甚助 | 8月より 戸長 大江甚助 義代 岸本源六 | 8月より 戸長 大江甚助 | 8月より 戸長 大江甚助 義代 潘崎藤右衛門 | 8月より 戸長 大江甚助 |
| ～18年 | 戸長 後藤鏡次郎 | 10月より 戸長 後藤鏡次郎 義代 岸本源六 | 10月より 戸長 後藤鏡次郎 | 10月より 戸長 後藤鏡次郎 | |
| ～19年 | 全 上 | 戸長 後藤鏡次郎 義代 稲葉与平 | 戸長 後藤鏡次郎 義代 植田弥左衛門 | 戸長 後藤鏡次郎 義代 潘崎藤右衛門 潘崎藤左衛門 | 戸長 後藤鏡次郎 義代 合間朝太郎 |
| ～20年 | 戸長 神尾精一郎 | 戸長 神尾精一郎 義代 稲葉与平 | 戸長 神尾精一郎 義代 植田弥左衛門 義代 横田市左衛門 | 戸長 神尾精一郎 義代 小向六右衛門 | 戸長 神尾精一郎 |
| ～21年 | 10月より 戸長 小幡弥助 | 10月より 戸長 小幡弥助 義代 岸本源六 | 10月より 戸長 小幡弥助 | 10月より 戸長 小幡弥助 義代 潘崎藤右衛門 | 10月より 戸長 小幡弥助 |

(備考)町史編纂室収集史料から関係年度の人名・肩書をひろい作成。

第一節 明治維新と城崎

表35 明治以降三役表

| 村名 時代 | 湯島村 | 今津村 | 桃島村 | 上山村 | 簸磯村 |
|----------|--|--|--|---|--|
| 明治11年 | 戸長 西山貞幹 副戸長 三宅豊彦 総代 青山七右衛門 △ 井上吉右衛門 | 戸長 西山貞幹 副戸長 朝倉心斎 総代 斎藤繁太郎 △ 中島五郎左衛門 | 戸長 西山貞幹 副戸長 朝倉心斎 総代 今井甚右衛門 △ 今井仙助 | 戸長 西山貞幹 副戸長 小幡敬三郎 総代 岩本善兵衛 △ 山田四郎右衛門 | 戸長 西山貞幹 副戸長 小幡敬三郎 総代 中井六右衛門 △ 山田四郎右衛門 |
| △ 12年 | 戸長 朝倉心斎 副戸長 三宅豊彦 | 戸長 朝倉心斎 | 戸長 朝倉心斎 | 戸長 小幡弥助 総代 岩本善兵衛 | 戸長 小幡弥助 総代 橋本六郎兵衛 △ 太田垣弥三郎 |
| △ 13年 | | | | | 総代 中井六右衛門 |
| △ 14年 | | | 総代 今井萬三郎 △ 原田権左衛門 | 総代 岩本善兵衛 △ 岩本清兵衛 | 戸長 斎藤富之助 総代 中井六右衛門 △ 山田四郎右衛門 |
| △ 15年 | 戸長 三宅豊彦 総代 青山大之進 | 戸長 三宅豊彦 | 戸長 三宅豊彦 総代 今井萬三郎 △ 原田権左衛門 | 総代 田中嘉兵衛 △ 岩本吉右衛門 △ 岩本善兵衛 | 戸長 斎藤富之助 総代 太田垣弥三郎 △ 中井六右衛門 |
| △ 16年 | | | | | |
| △ 17年 | 8月より 下戸長 大江甚助 | 8月より 下戸長 大江甚助 | 8月より 下戸長 大江甚助 | 8月より 下戸長 大江甚助 | 8月より 下戸長 大江甚助 |
| △ 18年 | 10月より 戸長 後藤錠次郎 | 戸長 後藤錠次郎 総代 細田勝太郎 | 戸長 後藤錠次郎 | 10月より 戸長 後藤錠次郎 | 10月より 戸長 後藤錠次郎 |
| △ 19年 | 戸長 後藤錠次郎 総代 鮎江傳左衛門 △ 青山大之進 | 戸長 後藤錠次郎 総代 上崎慶助 | 全 上 | 全 上 | 全 上 |
| △ 20年 | 戸長 神尾精一郎 戸長代理 斎藤甚右衛門 | 戸長 神尾精一郎 総代 上崎慶助 | 戸長 神尾精一郎 | 戸長 神尾精一郎 | 戸長 神尾精一郎 |
| △ 21年 | 10月より 戸長 小幡弥助 | 10月より 戸長 小幡弥助 | 10月より 戸長 小幡弥助 | 10月より 戸長 小幡弥助 | 10月より 戸長 小幡弥助 |

(備考)町史編纂室収集史料から関係年度の人名・肩書をひろい作成。

成法に、「毎町村二戸長各一員ヲ置ク」ことを原則とし、「又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得」とあるので、経費負担軽減のため原則的に従来の区画が踏襲されたのであろう。

その後、明治十六年六月一日の兵庫県布達により、湯島村に下組役場を置き、つぎの十六カ村を同一区域とし、戸長一人を置くことになる。それは、湯島村・今津村・桃島村・来日村・上山村・瀬戸村・小島村・津居山村・氣比村・田結村・畠上村・三原村・樂々浦村・飯谷村・結村・戸島村である。この役場の名称は、明治十九年六月二十五日告示で、湯島村外十五カ村戸長役場という名にかわる。これが明治二十二年四月一日の湯島村（三村合併）、内川村（六村合併）の誕生までつづいた（第二節(1)につづく）。ここでも、個別村落ごとに総代が置かれ一村ごとに置かれていない戸長を補佐したらしい（表35）。

ところで、村落ごとの指導者は、大小区制実施以来、戸長→用掛→数村ごとに副戸長（村に総代）→数村に戸長（村に総代）→十六カ村に戸長（村に総代）と名称をかえるが、彼らは旧村役人以来の名望家層が多い（表35）。すなわち明治維新になり中央政府から郡レベル（旧来の藩にやや近い）までの指導者層は変わるが、村落レベルでの変化はすくない。

**豊岡県の
地租改正** 明治政府の主要な財源は旧幕府時代のままうけついだ地租（年貢）であり、廢藩によつて諸藩の債務をひきついだので、財政は困難をきわめた。そこで政府は、主要財源の地租を近代化し安定

をはかるため、明治五年（一八七二）地券を発行し翌年七月地租改正条例を公布して地租改正に取りかかり、明治十二年（一八七九）までにほぼ完了した。この内容は、①課税の標準を不安定な収穫高から一定した地価（地券で示す）に変更し、②物納を金納にあらためて税率を地価の3%とし、③土地所有者を納税者とするこ



写124 地券 (秦忠雄蔵)

とであつた。こうして近代的な租税の形式がとのい政府の財政的基礎がかたまつたが、地租の率は従来の年貢収入を減らさない方針で定められたので、維新への期待を裏切られた農民は、地租の軽減を求めて各地で一揆をおこした。

豊岡県では、明治七年三月地租改正条例にもとづく改租事業にとりかかつた。県は経費節減のため土地の測量を村民で行うことを指示し、地方官心得書に照準して、等級表などの作成を命じ、村内の土地ごとの等級が村で査定され、区務所へ提出された。しかし県は八年十月豊岡の養源寺に区長・正副戸長を招集し、地券大会議を開き、県があらかじめ準備していた収穫高を示して、村の査定額を引上げるよう指示した。農民の側からの反対の動きが生じたが、旧來の歳入を減じない方向で県は押しきつた。この際地租改正後五年間地価据置きの布告を利用して、「五年のしんばうだ」などと五年後に反当り収穫高の査定額を下げ減租にするニュアンスを示唆して説得した。こうして地価が決定されると、九年五月、昨八年度から新租を実施すると令達された(『兵庫県百年史』)。

城崎郡の場合をみると、豊岡県は、郡の一反当りの収穫高を、米一石三斗余(田)、大豆八斗余(畑)、地価算出に用いる県内平均相場を、米四円三九銭、大豆四円二八銭と定めた。しかし農民側は、城崎郡七

十七カ村の内六十五カ村は円山川の水害を蒙り、外五カ村は常に旱害を蒙るので、収穫高のみならず、米・大豆の質も悪く県内平均相場で売れず、いずれも県の設定値に達しないため、県の定めた地価は高すぎると不満をもつた（『神戸又新日報』明20・8・24）。

そこで、新地租実施の令達後の明治九年六月農民達は、城崎全郡あげて県庁へ県の査定値の修正を出願しようとしたが、中心となつた田結庄理左衛門・佐伯鷺之助外四名が徒党とみなされ拘留され罰金あるいは懲役に処せられたので、この動きは一時鎮圧された。しかしその後も、駄坂村外二十一カ村・氣比村・飯谷村（のち内川村から城崎町）・岩井村外五カ村などは、明治十三年以來兵庫県（豊岡県は廃止）へ、たびたび請願した（同前、明20・8・24）。これは大同団結運動期以降の地価修正運動につながる（第二節(1)につづく）。

城崎の地租改正の反当収量の等級は、（田）一等飯谷、三等上山・来日・簸磯、四等結、五等今津・湯島・桃島・六等戸島、七等樂々浦、（畠）五等上山・簸磯、六等湯島・結・飯谷、七等戸島・桃島・今津・来日・樂々浦、（宅地）二等湯島、六等今津、七等上山・簸磯・戸島・桃島、八等結・樂々浦・来日・飯谷、である。城崎の所属する第一大区では当初の各村からの収量に対し、県は反当り、田において平均二斗三升六合七勺、畠において平均一斗七升三合一勺を増量して地租を決めた（『内川村誌』）。

(2) 自由民権運動の展開

但馬における民権熱提出した。同年板垣は郷里の土佐に帰り、同志を集めて立志社をおこし、翌年大阪に愛国社を結成し民権運動を全国に呼びかけた。民権運動は、はじめ土佐などの不平士族を中心であつたが、やがて地租征韓論政変で下野した板垣退助らは、明治七年（一八七四）に民撰議院設立の建白書を政府に提出した。同年板垣は郷里の土佐に帰り、同志を集めて立志社をおこし、翌年大阪に愛国社を

の軽減を求める豪農層（地主層）や商工業者も参加して、拡大してゆき、土佐の立志社のような政社（民権運動の政治的結社）がほぼ全国にわたって結成された。明治十三年（一八八〇）三月国会期成同盟が結成され、各地の政社の代表の署名を集め国会開設を天皇に請願しようとした。

このような民権運動の高まりに対し明治十四年（一八八二）政府内は、即時国会開設を主張する大隈重信らと、それに反対する漸進論の伊藤博文らとに分かれ、十月大隈一派が追放され、伊藤を中心とする薩長派の政権が確立した。政府は同時に十年後の明治二十三年（一八九〇）に国会を開くことを公約し、運動の鎮静化を図るとともに、立憲君主制をめざす方向を示した。国会開設の時期がきまると、明治十四年十月板垣退助を党首として急進的な自由主義の主張をもつ自由党が、翌年三月大隈重信を党首として稳健なイギリス風の議会政治を主張する立憲改進党が結成された。

但馬の民権熱は、国会期成同盟の運動が盛り上る明治十三年秋以降徐々に高まり、十四年四月の中島信行（土佐出身、元神奈川県令、元老院議官、明治十四年から自由党副総理）一行の但馬遊説で新たに幾つかの政社も作られ盛り上りをみせる。

すなわち、明治十三年十月頃には豊岡町で演説会が大流行し、その会堂を同町内豊田町の公商會社跡に設け毎月一・二回開会することになった（「大坂日報」明13・10・15）。翌年一月になると「豊岡も此程強成社なる者を設立し氏（宮津天橋義塾の社長沢辺正修（国会期成同盟に参加））とともに国会の事を謀らんとする由なり」と、宮津の政社天橋義塾（明治八年小室信介らが設立。明治十一年から沢辺正修が社長）の影響を受け、豊岡町にも国会開設を要求する政社が作られる動きが推定される。



写125 明治のいたや（三宅）（正面三階建）

三月になると湯島（現城崎町）に猶興社が組織された。これは明治十三年九月小室信介（天橋義塾の創設に参加、当時は「大坂日報」記者、のち自由党中央堅として活躍）が来湯した際、二、三の湯島の有志家に会い團結の要用を説き丹後改進党（天橋義塾が中心の政社力）と方向を同じくする事を謀り、事後を沢辺正修に託したこと始まる。

十四年（一八八二）三月初旬沢辺は湯島を訪れ、同地の有志家数十名を集め自由党懇親会を組織し、猶興社と名づけた。中心メンバーは、三宅徳介（旅館）・鰐江傳左衛門（旅館）・杉本和助（旅館）ら旅館業を営む名望家である（「大坂日報」明14・4・28）。

このような沢辺正修・小室信介などの尽力もあって三丹（丹波・丹後・但馬）の民権熱は高まってくる。「大坂日報」（明14・4・13）によると、「三丹地方の有志者が中島信行君を迎えて大に自由懇親会を開かん」とすることは追々本紙に記したる如くなる」とあり、中島は四月十一日小室信介とともに丹後に出发し、丹後から但馬に廻り、播州を経て四月下旬大阪にもどることになったという。

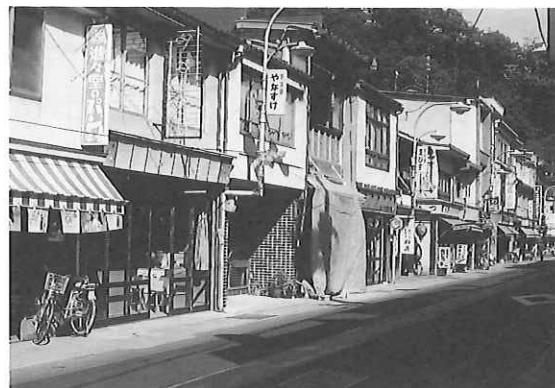
四月二十一日中島信行の一行は久美浜を辞し、猶興社の中心人物の三宅・鰐江にむかえられて、湯島にむかつた。湯島につくと同地の懇親会に臨んだ。出席者は約一五〇名で、内五〇余名が猶興社員であった。翌二十二日は、午前中再び猶興社の懇親会に臨み、午後豊岡にもかかった。

豊岡には、一月に設立の話があつた強成社（「近傍村落の豪家が集合して世益を謀る」、約二〇余名）と広益相談会（「官吏・平民・教員・士族を問はず皆少しく学事に志ある者」、五〇余名）の二政社があつた。いずれも「自由の主義を執り国会の開設を熱望する者」である。二十二日夜も両社の者が中島らの宿所へぞくぞく來訪して時事を談じた。翌二十三日両社主催の但馬国懇親会が来迎寺で開かれた。出席者は、丹後久美浜・出石郡・養父郡などからもあり、三〇〇余名となり、「小室は思想論を演説し沢辺は国会談をのべ、満場拍手の声絶ゆる時なく自由の氣殆ど場に溢れた」。

二十四日中島らは出石へゆく。出石では、同地の有志者谷野孝（士族）・岡部久洋（士族）・蘆田帰一（士族）ら五〇名が中心になり福成寺で出石全郡の懇親会が催され、会衆は約八〇〇余人におよんだ。その夜の宴には六〇余名が参加し、「自由改進の主義に依り一團結を設けんとて其方法順序を」相談した。なお彼らは、中島らが帰阪したのち、五月十五日懇親会を開き、回天社（八十余名）を作った。投票により、先の谷野が社長、岡部と蘆田が幹事となつた。その目的は、總則第一条で、「有志相共同シテ一社ヲ結ヒ自由改進ノ主義ヲ拡張シ、兼テ知識ヲ爆發シ産業ヲ振起スルヲ以テ目的トス」としていた。

中島ら（沢辺は用事のため宮津へ帰る）は、四月二十五日八鹿村を訪れた。八鹿村では、永源寺で養父郡の自由懇親会を開き、一六〇余人が会した。そこでは、中島らの来遊を機会に改進社を設置し、「自由の主義を執り改進の目的を達せんこと」が誓われた。二十六日中島らは播州へ向うべく生野に出発する。

以上のように、明治十四年四月から五月にかけて但馬の民権熱は高まつてゆく。その特色は、のちの自由党につながる人脈であり、主張は政府批判の色彩の強いものではなく、国会開設と地方民の団結・知識の啓發・産



写126 寛政以前の本住寺跡（現在の宮本町）

業振興などを要求する穩健なもの（「自由」・「改進」がその象徴的スローガン）であったことである。

民権運動と城崎

明治十四年九月になると大坂日報社を仮事務所として大阪に近畿自由党がつくられる。この党は、自由の拡充と人民の幸福・立憲政体の確立などを目標とし、全国同主義のものと結合することを目指すがとりあえず山城・大和・河内・和泉・摂津・紀伊・丹波・丹後・但馬・播磨・美作の十一カ国の有志の団結を強めることにしていた。この党の発起会には但馬の民権熱の盛り上りに大きな影響をおよぼした沢辺正修も参加しているが、但馬からは岡部久洋（出石、回天社幹部）・近藤伸（豊岡）は確認されるものの、湯島の猶興社のかかわり方は不明である（「大坂日報」明14・9・15）。

この近畿自由党を母体として、古沢滋（土佐、民撰議院設立建白の起草者の一人、板垣退助と政治行動をともにする）らが、明治十四年十一月、前月結成された自由党の別働隊として大阪に立憲政党を結成した。そして翌十五年一月中島信行を総理として大会を開いて組織を発表した。立憲政党派出委員となつた小室信介は、新井毫らとともに、政党組織のため明治十四年十二月但馬遊説を行う。湯島村では、一日の「政談演説会」（本住寺、聴衆三〇〇余人）、二日の「自由懇親会」（本住寺、聴衆一五〇人）と、盛会であった（同前、明14・12・6、12・14）。

こうして翌明治十五年（一八八二）四月三日、湯島村本住寺で開催された大親睦会において、「自由改進」の主義をとる猶興社（湯島）・日進社（城崎郡、中心地不明）・正人社（美含郡、中心地不明）の三政社が合併して、但馬自由党が作られた。この日は、「風雨の甚しかりしにも拘らず有志者の來会する者二百余名」もあつた。また三月中旬大阪で開かれた立憲政党集会議決などの報告もあり、但馬自由党は立憲政党の地方支部的性格をもつて設置されたことが理解される。そして立憲政党を通して間接的に東京の自由党ともつながつていたといえる（「立憲政党新聞」明15・4・8、4・15）。

但馬自由党の綱領はつぎのようである。

「一吾輩ハ我 皇上ノ聖志ヲ対揚シ立憲政体ヲ翼賛スルノ義ヲ勉ム可キ事

一吾輩ハ一致團結ヲ謀リ人民自治ノ本ヲ立ルヲ勉ム可キ事

一吾輩は教育ヲ進メ我天賦ノ知識ヲ啓發スルヲ勉ム可キ事

一吾輩ハ道徳節義ヲ以テ相磨礪シ我固有ノ元氣ヲ養長スルヲ勉ム可キ事」。

この綱領は、前年十月国会開設の詔が出されたことに対応して、團結し知識を啓發し立憲政体を翼賛（力をそろえて天皇などを助けること）するという穩健なものであつた。

その後も立憲政党と城崎との関係は継続する。明治十五年七月～八月にかけ立憲政黨員永田一二（大阪）は但馬・丹波を巡回する。それに際し七月十七日本住寺で湯島村立憲政黨員の尽力で懇親会が開かれた。他に事があつて、村委会のため出席できない者があるにもかかわらず約一五〇余名も来会し、三宅徳助・青山大晋（湯島村総代）・鯰江担藏・武谷定吉・大江頼之助（明治十二年瀬戸村総代）の演説があつた。また八月三日湯島

村極楽寺で集会条例にふれないよう「学術会」という名目で演説会（会主は青山大晋）を開催し、永井らが演説し五〇〇余名もの参加を得た（同前、明15・7・28、8・10）。

「立憲政党新聞」（明15・9・21、9・27、9・28）に掲載された但馬の立憲政党員三〇名のうち城崎関係が二十四名を占めている。うち湯島村は二十名で鯨江傳左衛門・斎藤惣三郎・杉本和助・莊村武兵衛・三宅徳介など旅館業が多く、残り四名は今津村で細田勝太郎・斎藤繁太郎など農業である。

その後、明治十六年三月十五日立憲政党定期総会が大阪で開かれるが但馬からの総代の参加者はなく、六月五日の「関西有志懇親会」（自由党系）にも但馬から大江頼之助（瀬戸村）が参加したのみで、城崎関係者の動向は不明である。

立憲政党自体も、集会条例による規制や松方財政（デフレ政策による不況下での増税）のもとで豪農層の没落続出の中で衰退していくと推定され、先の三月十五日の定期総会で「名簿申合規則役員等を廃し全く政社の資格を脱し」（政党解党）、単なる懇親団体となり、活動を停止してゆく。

このほか、城崎と民権運動の関係で注目すべきは、明治十四年から二年にもわたった湯島の第一回目の内湯問題である。

この発端は、明治十四年井上馨外務卿がゆとうやに、山県有朋が大津屋に、森岡昌純兵庫県令が三木屋に滞在し、各内湯が設けられたことである。大津屋は山県出発後すぐに内湯を取りこわしたが、ゆとうや及び三木屋はそれをそのままとし客人に入浴させた。これに対し内湯を設置していない他の旅館は、鯨江傳左衛門を中心に、ゆとうや・三木屋二軒の内湯の廢止を求めて運動した。そのおもな攻撃方法は、①二軒の客人を外湯に

入浴させないようにする ②宿屋の共同案内所で二軒の客人を取り扱わない ③二軒に出入する商人・鬚結・理髪屋および客人に物品を販売する商店は反対側の旅館に出入を差止め、④其他二軒に好意を寄せる者は悉く排撃する等であった。結局争いは翌年までつづき、明治十五年九月二十五日、久保田城崎郡長・竹村豊岡町長・三宅豊彦湯島外十五カ村戸長の調停で、二軒が内湯を廃止することで妥協が成立した（三宅豊彦談・大江甚助家文書、「石田手記」第1巻）。

鯰江や山県出発後内湯を直ちに廃した大津屋（青山七右衛門）は先の立憲党政員でもある民権運動家であり、ゆとうや（西村六左衛門）・三木屋（片岡平八郎）は民権運動に關係した形跡がない。湯島村の立憲党政員に旅館業が多いことから、湯島の民権運動と内湯反対運動は相互に影響しあつて團結を固めたものと思われる。

**松方財政と
民権運動**

政府は西南戦争（明治10）の軍事費をまかなうため不換紙幣を増発したので、国立銀行の不換

銀行券の発行とあいまって、はげしいインフレーションがおこった。その結果米価が上昇し、米の投機熱も高まり、地価（不变）を基準とした地主層の租税負担は実質的に軽減される。国会期成同盟（明治13）から明治十四年の政変にいたる民権運動の高揚は、このような農村における一時的好況（豪農層が運動に参加・協力する余裕）を背景としていた。

しかし政府の歳入は実質的に減少して財政難をまねき、正貨保有高も、明治初年以来の輸入超過のため底をついてきた。

政府は明治十三年（一八八〇）から財政整理に着手する。翌十四年、松方正義が大蔵卿に就任すると、増税によつて歳入の増加をはかるといつぱう軍事費以外の歳出を徹底的に緊縮し、歳入の余剰で不換紙幣の処分と正

貨の蓄積を進めた。このデフレ政策のため、米価など物価の下落がはげしく、深刻な不況がおとずれた。農村は、米や生糸の価格の下落によって大きな打撃をうけ、自作農が没落して地主への土地集中が進んだ。民権運動の支持者であった豪農・自作農は、経営・生活難のため多くが運動から手を引いてゆき、他方では同じ理由から政治的に急進化し、福島事件（明治15）・秩父事件（明治17）などの激化事件をおこすものもあらわれた。

但馬の民権運動家は激化事件に走るよりも運動から手を引いてゆく道を選ぶ。しかしその後も、地価修正要求（第2節①）などの形で減税要求は根強く残つてゆく。

(3) 学制公布と小学校開設

学制の公布と
豊岡県の対応

（一）八月に公布された学制は、一つには中央集権的であり、また一つには功利主義の色合いの濃いものであつた。その学区制は、全国を八大学区に分け、それを三二中学区、さらに二一〇小学区に分割し、小学区はおよそ人口六〇〇人を基準としてそれぞれ一小学校を建てさせるという計画であつた。学制実施によつて従前の学校・私塾・寺子屋は一たん廃止され（その再開業には県庁の許可を要した）新しく学制にもとづいて学校が設立されることになつた。

学制は、またその布告に「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるはその父兄の越度たるべき事」と、小学教育の義務制を標榜しながら、学問は個人が自分の幸せのために修めるものであるとして、学校経費は学区ごとの民費負担とした。民力のおよばないときは委託金（補助金）を交付する規定はあるもののこれは特例であつた。こうした状況・条件のもとでの学制通りの学校設立は、全国的にみても容易でなかつたが、と



写127 学校開設当初の管理者の辞令

くに経済力が低く窮民の多い豊岡県では極めて困難であつた。そこで県では、まず参事と権參事が合わせて五十円を寄付して民間有志の寄金を募り、それが八千円に達したところで、明治六年一月つぎのような意味の布告を出した。

「先般学校建設について布達が出されたが、布達通りに民費を以て一時に多数建設することはとても出来難いので、当県では旧県下十一ヵ所について調査した結果、当分下記の場所に小学校を建設するよう通達したから、その責任者は六才以上十五才以下の者は男女を問わず入学させるよう努めること。

学校建設の場所は、豊岡・生野・出石・村岡・久美浜・宮津・舞鶴・峰山・福知山・柏原・篠山」

ついで六年五月には文部省に対し、学校開設の困難とさしあたつての設置計画をのべて、委託金の下付を申請した。その要旨は、

「当管内は山間僻地で時勢に通ぜず、窮民が多くて学問の意義を知る者が少ない。土地の有力者にしてもその費用の多いのに驚いて手をつけるすべも知らない状況である。掛り役人も努力はしているが、規則通りの学校建設は無理なので、暫定的に行政区分に応じて、大区に幹校（注・前記十一校）小区に支校を設けることにしたい。それにしても尚財政困難を免れないので格別の詮議せんぎ申付下さい」

明治六年五月七日

をもつて委託金を交付されたい。」

といふものであつたが、文部省は事情を認めて、「願の趣、余儀なく聞き届ける」として補助金を交付している。
 第一大区（旧城崎郡）では豊岡に幹校が設けられ、当町区域の第五小区（川西地区）では一番支校は滝校（旧五庄村）、二番支校は簸磯校、三番支校は湯島校、四番支校は瀬戸校として出発した。川東地区は第二小区（鎌田校・氣比較等）に属していたが、この時点ではまだ学校は設立されていなかつた。（樂々浦校創立は明治九年）
 この幹支校制は翌七年八月に廃止され、規則通りの学区制に変えているけれども、実際の学校設立はなかなか計画通りにはかどっていない。

湯島校の沿革　沿革誌によれば、「明治五年学制發布によつて從來の斎藤哲太郎・朝倉心斎の二塾の塾生その他創業時代

約二〇名をもつて、本住寺を仮校舎として小学を開校したりという」とあるが、これは明治六年一月の豊岡県布達前であるから正式の小学校創立とはいえないもので「ついで湯島・桃島・今津の三村連合として湯島北下の町古島己三郎の家屋（現在の地蔵湯の処）を改造し、机・腰掛等を設備してやや小学校の体裁をなすに至つた」ときをもつて、正式開業とみるべきであろう。

湯島校はここに二年余、つぎに極楽寺に移つたが、生徒数が増加して収容しきれなくなつたので、明治八年四所神社の籠堂を修築して教場を整備し学校らしくなつた。以後明治十七年の洋風本格的校舎建設までつづく。湯島の場合、学校開設や発展が比較的円滑順調に進んだといえるが、その理由について沿革誌は、古来著名な温泉地として文人墨客の往来多く好学の気風があつたことと、当時町内に開設されていた、寺子屋や私塾が基盤になつたことを挙げている。

湯島校開設に尽力した人物について、沿革誌その他断片的な記録をもとに記述する。最初の教員としては斎藤哲太郎、つづいて中西龍見、若宮正音などが就任している。斎藤は湯島の人で画家斎藤崎庵の長子、十七歳のとき青谿書院に学び、池田草庵門下の逸材といわれた人物で、湯島校の創業の基礎を作つてのち、豊岡の宝林義塾塾長、京都知恩院教授、八鹿の山陰義塾塾長となつた人。中西龍見は詳しい経歴は不明だが、明治九年頃には城崎・出石・氣多三郡の学区取締に任せられている程の人物。若宮正音は豊岡の人で池田草庵晩年の高弟、のち上京して官界に入り農商務省商工局長となり、退官後電信協会長に就任した人で、いずれも当時から定評のあった人物を招いたものであろう。

教育行政面では、まず五小戸長で学校事務掛を兼務していた湯島の鯨江博左衛門（のち、第一回県会議員に当選）ついで安田長三郎、片岡平八郎等の名が挙げられている。

簸磯校と樂々浦校の開設 江戸時代末期から明治初期にかけて、上山村には岩本徳兵衛の開いた寺子屋があつたが、これが小学校開設の母胎となつて、明治六年九月一日簸磯村福泉寺を仮校舎とし、伊庭真静（経歴不明）を教員に招いて簸磯小学校が開校した。開設にあたつての肝煎役として岩本徳兵衛が事務掛に任せられた。（写127参照）。生徒数は十数名、学区は当初上山（二見を含む）簸磯、来日、戸島・結の五カ村だったが、七年十一月川東の二校は分離した。明治十三年上山に新校舎が建設されるまで仮校舎がつづいた。

一方、川東地区では学制公布後すぐには実行の運びにいたらず、明治八年に入つて結・戸島・樂々浦の三カ村が連合して、戸島の民家を借りて開校した。また飯谷村は通学不便というので単独で学校を設けたというが、いずれも正規の学校の体をなさなかつたようで、豊岡県年報にもあげられていない。しばらくして兩校合併の

表36 開設当初の学校の状況

—文部年報による—

| 校名 | 湯島校 | | | | 簸磯校 | | | | 楽々浦校 | |
|-----|--------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|
| | 明治6年 | | | | 明治6年 | | | | 明治9年 | |
| 設立年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 9年 | 10年 |
| 校舎 | 新築 | 同 | 同 | 同 | 寺院 | 同 | 同 | 同 | 民家 | 同 |
| 教員 | 2 | 2 | 5 | 7 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 生徒 | 男 女 | 58 23 | 77 33 | 87 60 | 96 2 | 16 13 | 40 3 | 30 50 | 65 1 | 24 0 |
| 授業料 | 月5.3銭 | 有 | 々 | 々 | 5.6銭 | 有 | 々 | 々 | 有 | 々 |

表37 創業期の就学率 (%)

| | 明治6年 | | 明治7年 | | 明治8年 | |
|---|------|------|------|------|------|------|
| | 豊岡県 | 全国 | 豊岡県 | 全国 | 豊岡県 | 全国 |
| 男 | 35.1 | 39.9 | 39.6 | 46.2 | 47.1 | 50.8 |
| 女 | 9.0 | 15.1 | 10.0 | 17.2 | 13.8 | 18.7 |
| 計 | 22.8 | 28.1 | 25.5 | 32.3 | 31.2 | 35.4 |

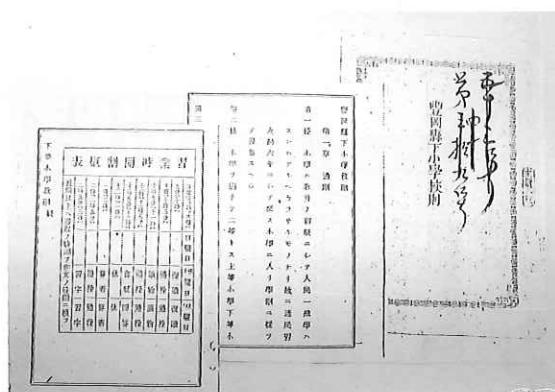
議がまとまり、樂々浦の民家を仮用して、明治九年三月二十四日樂々浦小学校を開設した。その後校舎を新築（年月不詳）してこれに移った。

上記の表36は、学校創成期の状況を文部年報（第一～第四）によって示したものであるが、男子に比して女子が著しくすくないこと、その中で簸磯校は明治十年には生徒数が一〇〇名を超えてしかも男女差がすくないこと、また湯島校の教員数が九年に五名、十年には七名もあつたことなど注目してよい。なお、文部年報所載事項と沿革誌記載事項のくい違いもあるが、沿革誌作製が明治三十二年頃で創業期の事項の多くは当時古老の思い出話によって書かれてるので、正確さに乏しい憾みがあるので、正確さに乏しい憾みがある。

参考のため、豊岡県の初期就学率を全国平均と比較して掲げたが（表37）豊岡県の後進性を如実に表しておる。出席状況も在籍数の半数程度だったようである。

創業期の
教育状況
学級の編成は、下等小学と上等小学に分かれ、修業年限はともに四年で一年を二期に区分し

第一節 明治維新と城崎



写128 豊岡県下等小学教則

た。就学年齢は満六歳から十四歳までの八カ年と定められた。つまり満六歳になると下等小学八級に入學し、半年ごとに進級して四年後第一級を終えると下等小学全科卒業となる。一般的にはここまでで、さらに進学を希望する者は上等小学八級に進み、四年間（合計八年）で小学全課程卒業という仕組みである。しかし当時は下等小学卒業の者さえ極めてすくなく、明治九年新兵庫県成立當時、その数は県内でわずか一〇〇名余であった。

教科内容については、開設当初は教科書も未定であつたので、寺子屋時代のままの経書や手習などを授けて

いたようであるが、翌七年頃から豊岡県でも校則や教則を整備して新しい教育内容の実施に移った。「豊岡県下等小学教則」に示された教科は、読書・算術・習字・書取・問答・復説・体操の七科目で、五級以上は書取を作文に換える。その内容について例示すれば、第七級（一年後期）では

読物 小学読本卷一、二ヲ授ク

算術 前級ノ如ク、百ヨリ万マデノ数ヲ教ヘ、乘算九々ヲ暗誦セ

シメ、兼テローマ数字ヲ授ク

習字 楷書ヲ授ク

書取 単語ヲ書取ラシム

問答 人体ノ部分、通常物及ビ色・図ヲ問答ス

教科書は初期には別に定めがなく自由であつたが、民間にはまだ教



写129 明治初期の教科書

科書を作る力がないので、文部省および東京師範学校で編集刊行したものが全国に普及した。上図の読本の文章など一年生がよく理解できたかどうか。最初の読本は外国のリーダーをまねたものだったから、つぎに示すような直訳体の文も多かった。

「此女児は人形を持てり。汝は人形を見しや。此人形は愛らしき人形なり。汝は人形を好むや。然り、我は甚だこれを好めり。此男児も人形を持てるや。否、男子は人形を持たずして鞭を持てり」

(卷二・七級用)。

授業も初めは畠に坐つて寺子屋式で行つていたが、机・腰掛を用いるようになつてやつと学校らしくなつた。教授法について平井慶次(明治十三年神戸師範卒元豊岡小学校長)は回想録のなかでつぎのように述べている(この回想録は大正十一年十月「兵庫教育」所載)。

「その教授の形式はすこぶる振つたもので、新教授法は従来の寺子屋式個人教授を廃し、一斉教授万能で教室内に於ける児童の一舉一投足ことごとく号令一、二を以てした。教室の出入り、机の蓋の開閉まで皆然りであった。今日から考えると實に狂氣の沙汰の様であるが、当時は唯一の新教授法の武器として我も人も感服しておつた。また注入教授も一つの武器であつた。消化しようがせまいがそんな事には頓着はなかつた。特に算術教授は教師自体が分からぬのに教授していたから、さらに生徒に分かるはずもなかつた」。

第一節 明治維新と城崎

表38 明治初期地区別学校数および教員数

() は教員数を示す

| 明治 | 豊岡県 | 但馬 | 城崎郡 | 美含郡 | 気多郡 | 出石郡 | 養父郡 | 朝来郡 | 七美郡 | 二方郡 |
|----|-----------------------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 6年 | 校 177 (391) | 校 49 (68) | 校 14 (24) | 校 3 (3) | 校 1 (2) | 校 1 (4) | 校 10 (13) | 校 16 (17) | 校 4 (5) | 校 0 (0) |
| 7年 | 314 (434) | 88 (111) | 16 (26) | 6 (7) | 11 (15) | 15 (18) | 13 (16) | 17 (18) | 4 (5) | 6 (6) |
| 8年 | 344 (478) | 103 (124) | 18 (25) | 12 (18) | 14 (14) | 17 (21) | 13 (13) | 18 (19) | 4 (7) | 7 (7) |
| 9年 | (兵庫県 統合) 123 (290) | 19 (37) | 15 (35) | 13 (29) | 20 (59) | 20 (43) | 18 (43) | 6 (15) | 12 (29) | |

寺子屋の個別指導の反動というのであろうか、変革期にありがちな狂態を如実に示している。

つぎは教員の実態であるが、当初はとりあえず從来の私塾や寺子屋の師匠を教師に充てたが、それらの人たちは漢学の素養はあつたがそのままでは新教育の教員としては不向きであった。そこで豊岡県は教員急造対策として明治七年四月小学校教員伝習所を設け、二カ月を一期として下等小学校の教育内容を伝習せしめ、助教に補して各学校に配置することとした。

明治八年の文部省督學局年報は、豊岡県教育凝滯の原因の第一は教員の量と質にあることを指摘している。すなわち県内三百余校中二名以上の教員のいる小学校は甚だ稀であり、その教員達はことに算術に拙く練磨の不足が推察される。伝習所を開いているが、その生徒の多くは現任教員を集めて僅か二カ月間の教授をしただけで現場に返す。これは時弊の急を救うには向いているが、これでは教育は進歩しない。対策としては、三百余校に一名の教員増を見込んで生徒を募り、速成教員と交換させれば著しい進歩を見得るだろうといつている。

平井回想録はまたこれを裏づける事実を述べている。

「教員は師範学校を設けて養成することになつたが、卒業までには二カ年の日 子を要すると多数の教員を得難ければ、教員を急造する目的で二カ月間、今日

でいう講習、当時は教員伝習所を設け、講師は師範学校訓導（東京・広島等官立師範学校出身）に兼ねしむることとして伝習せしめたのであつたが、ここに入つて学ぶ者は旧藩士が多く、中には年齢四十、五十にも達した老人もあつた。なぜに旧藩士が多かつたかというと、禄扶持^{ろくしおち}に離れ生計の途なかりしと農工商中には文筆を学びしもの少なかりしに依つてであつた。（中略）

かくの如く伝習所を卒えた人々は多くは士族で、（算術が分らない）元来算道を以て町人の業としこれを軽蔑^{けいべつ}しておつたために素養がさらにならぬ。その者が伝習所に入りて記数法と加減乗除、諸等数と分数位まで急に学びたることであるから、運算の道理さえ分らぬ。従つて算術教授はいわゆる不得要領の教授であつた。某々老教師が度々十四才なる余のものに来て、分数運算の教授を請われたことがある。これは二、三人なれども以て全貌を窺知^{きうち}するに足らんである」。

こうした速成措置をもつてしてもなお教員が不足であつたとみえて、簸磯小学校の例でいえば、明治十二年十月十五日小学校全科を卒業した岩本藤吉は、その翌日から満十二才で母校の助教に任せられている。

（4）明治中期の学校教育

学制から 学制は計画としては整然としたものであつたが、それを民度の低い地域にも画一的に実施することとはとうてい不可能であった。そこで新兵庫県では、明治十二年（一八七九）八月「兵庫県簡易教則」（下等・上等とも修業年限を一年短縮して三年とした）を制定して、主として山間僻地に実施させることとした。ところが、これを追うようにして同年九月政府は「教育令」を公布して、修学条件を大巾に緩和した。すなわち下等小学四カ年間に最低十六カ月就学すればよいことにしたもので、俗に「自由教育令」といわれた。

この改正は、学校の維持経営に苦しんだ地方では喜ばれたが、一方学制公布以来の苦心と努力を台なしにして、小学校教育を極度の衰退に陥れたため、強い批判が起つてきた。

これに対し政府は、翌十三年十二月教育令を改正して規則をきびしくし、最低三カ年の就学が義務づけられた。ついで十四年五月文部省は改正教育令にもとづく「小学校教則綱領」を制定して、小学校課程を初等科（三年・六年級）中等科（三カ年・六年級）高等科（二カ年・四年級）の編成とした。兵庫県はこれをうけて「兵庫県小学校教則」を定め、十五年四月より新課程へ切り替つた。しかし新編成による三カ年の義務教育（教育令第十四条「学齢児童ヲ就学セシムルハ父母後見人ノ責任タルベシ」）でさえも、後進地域の但馬などではなかなか実施困難であった。

加えて十七～十九年の経済不況と凶作による沈衰期には、全国的に就学率が下降し、つぎに示すように湯島校でも就学児が激減したり、授業料減額運動が起こつてゐるし、簸磯校区では学校閉鎖の危機に瀕していた。

○湯島校就学児童数（初等科）の変化（二十年度より制度改革）

| 一七年度 | 十八年度（比較減） | 十九年度（対十七年比） |
|------|------------|-------------|
| 一九〇人 | 一七三人（△一七人） | 一一六人（△七四人） |

○湯島校学校日誌（明治十八年四月二十二日）

本日連合区内即ち湯島・桃島・今津の三村人民、現今世間不景況に誘われ、学資減額論を主張して止まるを以て、戸長より仮変則の三村連合会を起こし、授業料十三銭なるを十一銭として原案を発し、本日議員登場開会の末、遂に十銭と決定せり。遺憾千萬。

表39 楽々浦小学校出納計算（瀬崎家文書による）(半年毎)

| | 14年前期(1~6月) | 14年後期(7~12月) | 15年前期(1~6月) | 15年後期(7~12月) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 元請高(入金) | 129 ^弐 212(%) | 116 ^弐 193(%) | 118 ^弐 749(%) | 137 ^弐 984(%) |
| (内)前期繰越高 | 40,240(31.1) | 39,733(34.2) | 22,308(18.8) | 29,484(21.4) |
| 文部省補助金 | 2,006(1.6) | — | — | — |
| 地方税補助金 | 9,426(7.3) | — | 19,081(16.1) | — |
| 共議費(村費) | 71,820(55.6) | 71,820(61.8) | 71,820(60.4) | 102,600(74.3) |
| 授業料 | 5,720(4.4) | 4,640(4.0) | 5,540(4.7) | 5,900(4.3) |
| 仕払高(出金) | 89,479(%) | 93,885(%) | 89,265(%) | 101,819(%) |
| (内)教員俸給 | 45,900(51.3) | 44,880(47.7) | 46,400(52.0) | 52,200(51.3) |
| 書籍器械費 | 3,715(4.2) | 2,782(3.0) | 2,145(2.4) | 10,345(10.1) |
| 營繕費 | — | 1,955(2.1) | .885(1.0) | .361(0.4) |
| 諸給料 | 13,800(15.4) | 13,950(14.8) | 14,100(15.8) | 20,100(19.7) |
| 薪炭油費 | 9,555(10.7) | 9,260(9.9) | 8,925(10.0) | 8,326(8.2) |
| 諸雜費 | 5,368(6.0) | 9,998(10.6) | 6,550(7.3) | 9,607(9.4) |
| 屋敷借賃 | .880(1.0) | .880(0.9) | — | .880(0.9) |
| 予備金 | 10,260(11.4) | 10,260(11.0) | 10,260(11.5) | — |
| 元払差引残り | 39,733 | 22,308 | 29,484 | 36,165 |
| (内)文部省補助金 | 4,012 | 4,012 | 4,012 | 2,006 |
| 地方税補助金 | 18,852 | 9,312 | 16,488 | 16,602 |
| 共議費授業料 | 16,869 | 8,984 | 8,984 | 17,557 |

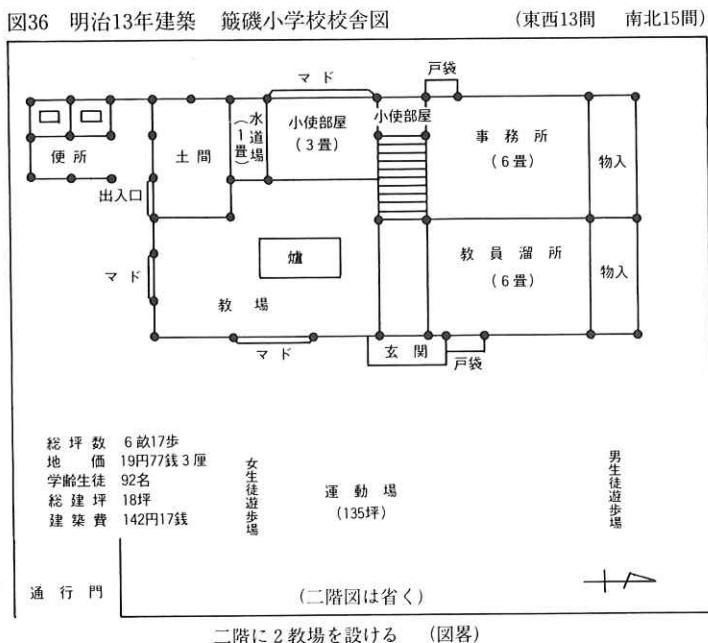
○上山校（簸磯校改称）沿革摘録

明治十四年十月、教育事業の萎靡不振により、簸磯学校区内の一部に分離説が起り、衆議紛々容易に解決を見ざることあり。また明治十七年七月大洪水の結果、村勢全く振るわず、一時校舎を鎖し教育機関を停止せんとの議出で、其の調停全く途を失いしも、ようやく解決、からくも一縷の命脈を保ち得たり。

つぎに改正教育令施行前後の楽々浦小学校の收支状況の表39を掲げているが、収入の部では共議費(校区の村々の分担金)が過半を占めて授業料の割合がすくないこと(つぎの小学校令で授業料が主財源となる)、支出の部では当然のことながら教員および傭人の給料つまり人件費が半分以上を占めていることが注目される。

やや遅れて二十四年に、それぞれ洋風校舎が建設された。洋風校舎の新築は、独立の本格的校舎建設の必要が高まつてき

第一節 明治維新と城崎



① 篠磯小学校では、建設経過はよく分からぬが沿革誌によれば、明治十三年十月一日篠磯村数合四〇番地に新校舎ができる落成式を挙げている。図36は建築願を県に提出したときの添付図であるが、これによれば敷地面積約二〇〇坪、建坪一八坪（一坪は三・三平方メートル）、地価は坪二〇円、建築見積額は一四二円一七銭となっているが、一八坪の二階建といえば小民家一戸分くらいで、いかにも小さい校舎であった。その後、明治三十年、三十六年、四十二年と増改築して、明治末期には四六一坪と広がつている。

② 湯島小学校では、籠堂を改造した校舎では手狭になつて、明治十六年校舎新築の議が起り、湯島北下の町（現在の地蔵湯の位置）に敷地を定めた。ところが位置の決定をめぐつて上部と下部の意見が対立し、感情のもつれも生じて、遂に上部は分離を主張して別に民家を借りて仮教場を設



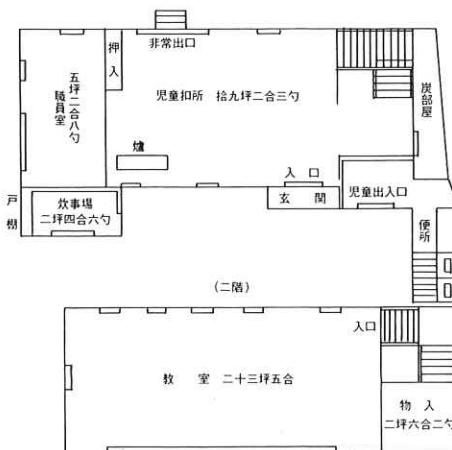
写130 明治17年竣工湯島小学校々舎（中央）

けた。これを八幡学校と称し学識のある者が教鞭をとつて下部に对抗するにいたつた。その紛争は年を越えて年余におよび、遂に郡長や県書記官が調停に乗り出してようやく和解できた。しかし、新校舎完成後、十七年十二月一日から十八年三月末まで仮支校（分教場）が上の町に開設されていることは、紛争の余波というべきであろうか。ともあれ、十七年二月洋風本格的校舎が竣工した。沿革誌にはつぎのように記されている。

「校舎西洋二階建凹字形、特に中央のものは三階高く望楼を設け、報時鼓（時刻を知らせる太鼓）を置く。広さ中央のもの奥行五間、間口六間（一間は一・八尺）表に玄関あり、裏に児童昇降口あり。教員室・小使室・裁縫室あり、階上はすなわち講堂たり。両袖長さは八間、巾三間半、上下各三室に区画して以て十二教場を設く。延坪約一八〇坪、建築費凡そ二、六〇〇円なりし」という。

これから五年目の明治二十一年九月、財政の苦しい中を経費一五〇円をもつて校舎の大改修を行い、内装はもとより外観の美もいつそう増したが、その竣工式の状況を尋常小学校の日誌によつてみると、「二十一年九月十二日 本日本校及び簡易小学校開校式を執行す。当日は緑門、日章旗、球燈二百等にて外部を飾り、室内には掛図、植物標品、生徒の習字作文等を配列し、講堂を以て式場となし左右に大挿花を

図37 明治24年建築 楽々浦小学校校舎図



装置せり。午前十一時当郡長代理佐川郡書記臨校、式を挙げる。式終りて来賓に午餐を饗す。この日正式場に列せし者塚脇郡書記・分署長・郡内戸長・教員・資産世話係・県会議員・新築委員・有志寄附者・本校生徒総て一二三〇人余なり。当日佐川氏より金十円、塚脇氏より金三円、本校積立金として寄附せらる」とあり、盛儀であつたことが偲ばれる。その後就学率向上と制度改正による生徒数の増加に応じて、三十年以降、たびたびの教室増設の為の改造を行つたが応じきれず、四十四年には弁天山下（現在のモータープール）の広大な土地に近代的な新校舎が建設されることとなる。

③楽々浦小学校では、沿革摘録（大正十五年編）に「その後校舎新築せしも年月不詳」とあるが確かに、生徒増による増改築の程度ではなかつたかと推測され、本格的な校舎の建設は二十四年に行われている。楽々浦校沿革誌に「旧校舎狭隘（きょうあい）を告げしを以て明治二十三年四月一日より工事に着手し、明治二十四年三月二十五日ようやく竣工し落成式を挙げここに移転す」とあるが、町村制施行で不用になつた戸長役場を買い受けて移築改造したものである。

この校舎建設は内川村成立以前から計画され、川東四部落から建築委員各一名が選出されて、事業施行の全てがその責任において遂行されている。所要経費も全く学区内だけで負担して

表40 楽々浦小学校建築費内訳

| | | | |
|--------|--------|------------|--------|
| ○建築費総額 | 一六二円五〇 | ○上の財源収入 | 一六二円五〇 |
| 役場買受代金 | 四一円五〇 | 旧校舎売却代金 | 一二円〇〇 |
| 工事費 | 九九円六五 | 校費剰余金(積立金) | 五五円〇〇 |
| 諸経費 | 七円七〇 | 有志寄付金(校区内) | 九五円五〇 |
| 開校式費用 | 一三円六五 | | |

いる。場所は楽々浦五一二番地字家ノ谷。校舎敷地は九二坪、里道を隔てて六四坪の運動場があり、校地総面積は一五六坪。校舎は建坪三七坪で図37に見るよう階段下は控所と管理関係の室、教場は二階で二三・五坪、これを二教室に分ける。

建築費総額は一六二円五〇銭で内訳は表40の通りである。

その後、三十年二月と三十六年六月と四十一年十月に、修繕および増築工事を行つてゐる。

改正教育令によるひきしめにもかかわらず学校教育の基礎は固まらず、表42に見るようになく就学と簡易小学校率も低迷の状態で、ことに十七年以降の不況期には一時的な後退さえ示した。そこで文部大臣森有礼は十九年四月小学校令を公布(翌年施行)して教育制度の根本的改革に乗り出した。
その要点は、

①学級の編成を初等・中等・高等の級制三段階から、尋常科(四年)と高等科(四年)の学年制にしたこと。

②第三条に、「父母後見人等ハ学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」と規定して義務教育の觀念を明確化したこと。

③これまでの小学校経費は主として公費でまかなつたが、小学校令では第六条に「父母後見人等ハ小学校ノ経費ニ充ツル為其ノ児童ノ授業料ヲ支弁スペキモノトス」と規定して授業料を主財源としたこと。

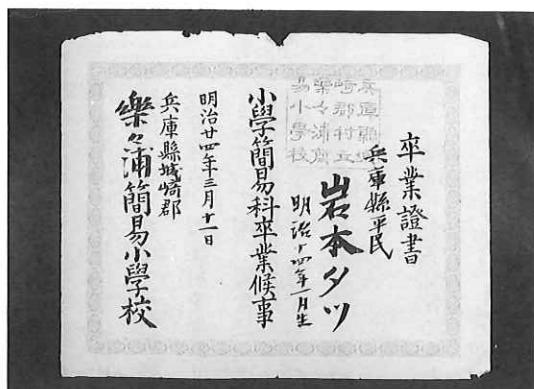
④尋常小学校四カ年をもつて義務教育としたが、貧困家庭児童のために別に修業三カ年で授業料不要の簡易小学校を設けたこと。

などである。湯島校の沿革誌には、

「二十年三月小学校令によりて初等科、中等科を全廃して尋常小学校とし、中等四級以上を退学せしめ修業年限四ヶ年となす。（高等科は二十五年度まで設置が認可されなかつた）別に、修業年限三ヶ年の簡易小学校を置き、授業料を徴収し能わざる子弟をして入学せしむ」

とある。こうして同一校舎に「湯島尋常小学校」と「湯島簡易小学校」が併置される形となつた。当初の児童数は尋常校一二〇名、簡易校二〇名であつた。沿革誌はさらに「簡易科設置以来授業料を徴収せざる所より、父兄多くは其の科に入ることを望み、教師に訓諭を受けしもの多し」と記しているが、授業料負担の重さを示しているといえる。

内川の二校は、小学校令に「土地ノ状況ニヨリテハ小学校簡易科ヲ設ケテ尋常小学校二代用スルコトヲ得」とあるところから、ともに簡易小学校となつた（兵庫県下では簡易校の比率が平均七六%、但馬は八九%であつた）。



写131 簡易小学校卒業証書

内川村のように簡易校しかない所はともかく、湯島のように両校併置の場合は明らかに差別がつけられ、簡易小学校の児童達は「貧乏学校」と蔑視されて肩身の狭い思いであった。一方隣りの内川村や港村の資産のある家庭では、簡易科卒業後さらに一年、湯島尋常小学校の四学年に校区外通学する者もあった。

とかく問題のあつた簡易科は、二十三年十月の改正によつて小学校令から削除され尋常小学校一本となり、修業年限は当分三カ年または四力年と改められた。湯島簡易小学校は二十四年三月で廃止され、修業年限四年の尋常小学校に統合された。簸磯簡易小学校は二十五年四月より三年制の尋常小学校に改められて、同年七月には上山尋常小学校と改称、三十年度より校舎の増築成つて修業年限を四年に延長した。樂々浦簡易小学校は、二十五年四月より修業年限四年の尋常小学校となつたが、八月にいたつて年限を三カ年に短縮し、三十年度より四力年に復した。

高等科の設置

小学校となり、それまでの中等科、高等科が廃止されて中等科二年以上の在学生は退学を余儀なくされた。そこで尋常科卒業後の進学希望者教育機関として高等小学校の設置が要望されたが、県は当面義務教育である尋常小学校の充実を重点的に考え、高等小学校の設置はきびしい規制をもつてのぞんでいた。

第一節 明治維新と城崎

表41 湯島尋常高等小学校生徒数

一明治26年5月—

| 科 | 尋常科 | | | | | 高等科 | | | | 総計 |
|----|-----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|-----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | |
| 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 総計 |
| 男 | 24 | 22 | 20 | 23 | 89 | 24 | 10 | 12 | 46 | 135 |
| 女 | 21 | 15 | 20 | 16 | 72 | 8 | 2 | 0 | 10 | 82 |
| 計 | 45 | 37 | 40 | 39 | 161 | 32 | 12 | 12 | 56 | 217 |

学制改革当初高等小学校が置かれたのは県下で約二〇カ所、但馬では豊岡に設置されただけで、湯島の場合は認められなかつた。

そこで湯島小学校では段階的措置として、二十四年五月修業年限一カ年の温習科を設け、翌二十五年四月に高等科設置を請願した結果、八月にいたつて認可が下り九月一日から正式に「湯島高等小学校」が誕生した（四月から非公式に開校していた）。

さらに翌年併置の許可を得て、「湯島尋常高等小学校」となつた。その時点での生徒数は表41の通りであるが、これによれば、尋常科では男女の差は縮まつているが、高等科では著しい差が見られる。翌二十七年度には高等科四年が設けられ、二十八年三月湯島村が城崎町となつたのにともなつて、「城崎尋常小学校」と改称した。

なにしろ県立中学校（旧制）が県下で姫路にただ一校しかなかつた頃であるから、高等小学校は地区の中心的教育機関としての地位と役割をもつっていた。湯島高等小学校の設置された明治二十五年でも県下の高等小学校の数は三九校、生徒総数約六五〇〇人に過ぎず、授業料も高額で教育内容の程度も高かつたので、ここに入学できるのは資産も能力もある限られた一部の者であつた。湯島校の高等科には旧港村や内川村からの通学生もあり、当時高等科生はいわばエリートであったわけで、古老人の話に「あの頃の高等科進学は今大学に行く者よりすくなかった」というのもうなづける（それが大正年代になつて中等学校が普及するにつれて、いわゆる庶民の学校としてその

下に位置づけられるようになる)。

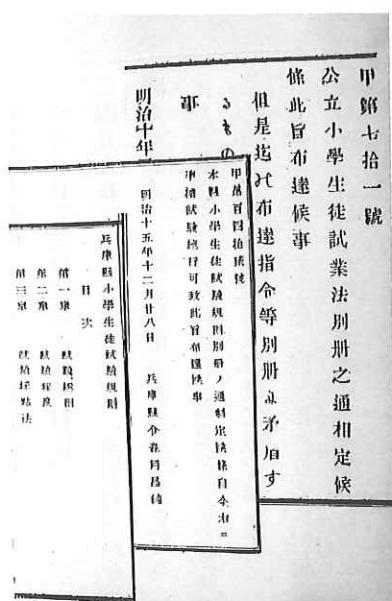
明治二十九年の資料によれば、当時の高等科の授業料は城崎町内の者二十五銭、町外からの通学生は三五銭（但馬産米価一五kg当たり九八銭の頃）、高等科在籍数八七人の内、校区外の者は三一人で約三五%にあたる。二十九年は県立豊岡中学校開設の年（神戸中学と同時に県下で二番目の設立）であるが、その入学資格が高等科二年修了となつてるので、中学進学希望者は必ず高等科へ入らねばならなかつた（尋常科が六カ年となる明治四十二年まで）。

きびしい試験 最初の学制の中では、進級は必ず試験によらねばならぬことが規定されているが、兵庫県では制度と品行簿これにもとづいて明治十年「兵庫県小学生徒試業法」を定めて制度化し、さらに十五年に「兵庫県小学生徒試験規則」を公布してきつちりと整備した。これはまことにきびしいものであるが、当時は試験こそ学業奨励の有効な方法と考えられていたのである。

試験はつぎの三種類があつた。

①月次試験 ^{つき}尋常試験ともいい、毎月一回実施して級中の席次を定める。これは学校単位で施行されたが、試験の執行は担任以外の教員が代り合って行い、結果は教室に張り出されて、席順が成績によつて上下された。そのねらいは生徒の競争心を刺戟して勉学意欲を起こさせることにあつたと思われるが、成績のよくない生徒にとつては耐え難い思いがあつたのではないか。十六年九月の学校日誌に「月次試験全く終るを以て各教場に生徒席順の牌^{はいひよう}標^{ひよう}を張る。故に校中の觀を一層増したり」とある。

②定期試験 前期・後期の二期に実施して進級の可否をきめる。修業試験ともいい、すべて郡役所の監督のも



写132 兵庫県小学生徒試験規則

とに施行される。試験期日は郡役所がきめて各校に通知し、学校からは受験生名簿を提出する。試験問題は特別に選任された数名の試験委員によつて作成され、試験の執行は郡役所吏員監督のもとに、他校職員の試験委員によつてなされる。大部分の科目は一斉筆答試験の方法で行つたが、修身と読書の二科目は一人ずつ順に試験官の面前で、暗誦・朗讀・解釈などが課せられた。従つて試験はたいてい二、三日がかりで施行され、ときには競技会さながらに多数の参観者（父兄）の中で行われることもあつた。たとえば十八年春季（前期）の定期試験の状況はつきのようであつた。

（十八年四月七日）修業試験執行。試験監督者郡吏安原春太郎出張せらる。試験委員四等訓導田結莊復治、五等訓導田村藤次郎、六等訓導三宅琢治郎の三氏なり（いずれも近隣の他校教員）。この外補助として本

校山口訓導、武内訓導、草川補助員の三名なり、
本日の割当左の如し。
中等三級生・中等四級生

三宅琢二郎

中等五級生・中等六級生

田結莊復次

初等三級生

田村藤次郎

（以下略）

試験参観人登校するもの数を知らず、

(四月八日) 前日に続き試験執行。

(四月九日) 引続き試験執行。高等科三級生の読書科試験を除くの外、委員は採点を司^{つかさ}どらる。午後二時全く終る。二時半修業証書の授与式を行う。首座教員武内貞吉集生徒に向つて、まず滞りなく試業を卒えたる祝意を述べられ着席、郡吏安原春太郎德育上の演説、学務委員齋藤増次郎智徳の演説ありき。(中略)この日裁縫教場参観の人挙げて数を知らず。

受験生総数一六三名、内及第一五六人、欠席一人、落第六人。

落第は平均点五〇点以下で進級できない者のことと、普通一割内外だったようであるが、ときには三割にもおよんだ記録がある。定期試験が終ると数日間の休日が与えられた。いわゆる「試験休み」である。

(3) 卒業試験 全科試験ともい、初等・中等・高等各科の第一級生(最上級生)に対して施行し、卒業の当否をきめる。問題作成・試験執行など定期試験と同様であるが、普通、学区内数校連合で中心校において行われた。この辺は城崎郡一番学区(旧城崎町・港村・内川村の範囲)として湯島校で施行された。例を挙げれば、(十六年十二月十四日) 本日当校に於いて中等・初等全科生卒業試験、本校および瀬戸・津居山・気比・楽々浦の各学校合併執行す。試験委員として氣比校教員小野塚俊夫・樂々浦校教員佐伯三郎太夫来校試験せられたり。監督者本郡書記学務担任西山員幹氏なり。

試験が終るとまず及第が発表され、数校合併で卒業証書授与式が行われた。平均九〇点以上の成績優等者は特別に郡または県から賞状が授与され、それぞれの学校から賞品が与えられた。反対に落第の者は説諭を受けたり。監督者本郡書記学務担任西山員幹氏なり。

けて原級に留められた。

(十九年五月十四日) 本郡二番学区各小学校卒業試験午後二時終る。初等一級卒業生坂西芳造試業優等に付、とくに本校より書籍一部賞与す。(式の状況省略)

(同年九月九日) 春期初等卒業試験に坂西芳造なる者優等により本県より御下賜相成候二等褒状、本日郡役所より廻送相成候により同人へ伝達す。

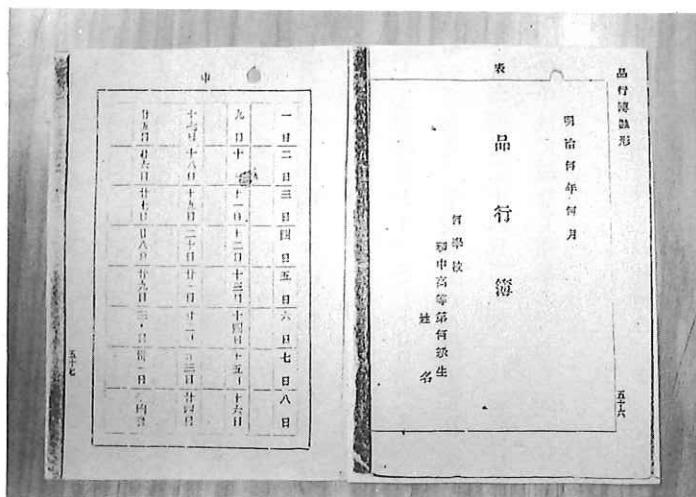
なお、この頃の道徳教育の特徴として品行簿による行為の規制がある。湯島校では県の訓令にもとづいて、十六年五月から実施しているが、その方法は、「品行簿凡例」によつてうかがうことができる。その要領は、毎月日付を印刷した品行簿を各生徒に渡しておき、品行最上等の者を一日五〇点として、劣るに従つて減点し最下等の者を零点とする。毎日品行の良否を評価して点数を記入して生徒に返し、父兄は毎日これを閲して認印をおす。そして月末にその得点の平均点を算出する。

といふものである。学校日誌から例示すれば、

(十九年四月二十八日) 中等一級生東谷某(仮名) 教室内に於いて喧しく教説を奉せず、且つ放課後時間中、他生徒に故なく粗暴の行為を加えしにより、篤く戒諭を加え、品行点二〇点を減じ、父兄の捺印を命ず。

これもなかなかきびしい仕組みになつていたのであるが、そこには試験制度と相通じる考え方があがえる。だがその完璧な実施はなかなか煩わしいものであつたから、たいていの学校ではいい加減な取扱いになつていたようで、その頃の「兵庫県教育雑報」に学務課名で、取扱いに手抜きをしないで有効に活用するよう注意し

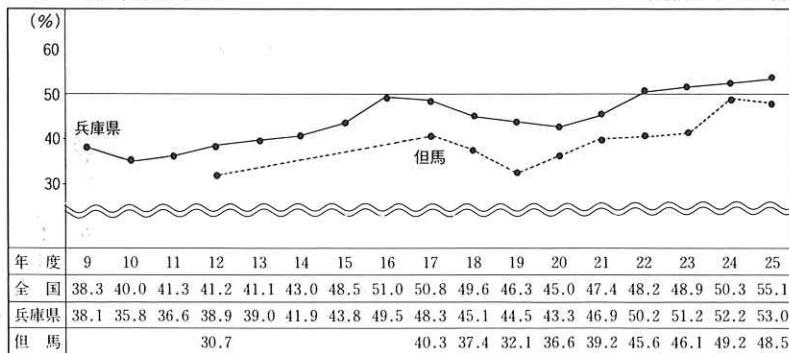
写133 品行簿および凡例



| 一 品行簿ハ毎月生徒一人毎ニ一簿ツ、渡置キ | | 一 品行最上等ノ者ヲ一日五十點トレ其劣ルニ從テ漸 | |
|-------------------------|--|--------------------------|--|
| 毎日退校ノ節教師該生徒品行ノ良否ヲ按シ | | ク點數ヲ減レ最下等ノ者ハ零點トス | |
| 其點數ヲ記載シテ之ヲ返計メヘン | | 一月末ニ至リ得點ヲ合計シ之ヲ出席日數ニア除レ得 | |
| タム數ヲ記載スヘレ | | タム數ヲ記載スヘレ | |
| 一休日ハ休ノ字欠席ハ欠ノ字ヲ記載メヘシ | | 一品行簿ヲ生徒ニ與フルハ内外ノ品行ヲ督レ其良否 | |
| チ父兄ニ示スセヨノナレハ父兄タルセノ宣レタ爰ニ | | 注意レ可成的記印ヲ捺(上點)スヘレ | |

表42 就学率推移状況

(明治9年～30年)



ている。しかし湯島校では着実に実践されていた模様が、十九年から二十一年にかけて前記のような記事が学校日誌にしばしば見えることからうかがわれる。

授業料と就学出席状況 義務教育制をうたいながら、小学校就学率は表42でみると

ように、二十年代になつても五〇%前後を低迷してはかばかしい進展をみせていない（なおこの表によれば、兵庫県は全国平均に比してやや低位にあり、但馬はさらに後進性をもつことが看取られる）。その原因是一般に教育理解の低さや試験制度のきびしさにあるが、

日誌をみると、入学期日の二日前になつても入学の届け出がすくなく、とくに桃島・今津両村では一人も入学しないので、教員が手分けをして就学すべき児童の家庭を訪問して説得している。しかしこのようにして就学したもののは授業料負担はかなり苦しくて滞納が多く、学校や役場ではその督促が大事な仕事の一つであった。例を挙げると

（二十一年四月二十八日）各学級生徒中二十年度授業料未納の者往々これあり候につき、三十日までにせひとも完納すべし旨を懇諭せり。
(同四月三十日) 未納なる授業料を完納せし生徒二三名（新入生を除く）

いた生徒数の約三〇%に当る)ありしより、領収の為斎藤用掛出張せらる。

こうした説輸にもかかわらず、本年度の四月分も滞納の督促が行われてゐる。

(同五月八日)本日未納者へは終業に際し明日はぜひとも上納すべき旨懇諭せり。

そこで学校では、五月十日に対策を協議して、

①徴収期日は二日以前に知らせること。

②懇諭を加えても三日以上遅れる者は、校僕(用務員)をして生徒の宅に行かせること。

をきめている。こうした授業料滞納の状況は二十五年になつてもあまり好転していない。

二十年代前半におけるこのような授業料滞納の現象は、二十年度より施行された小学校令で、授業料を学校経費の主財源としたことに問題があるのであつて、それが就学率の向上をはばむことになつてゐたのである(それまで学校経費は公費を主財源としていた)。そこで国や県や町村の行政当局は次第に授業料を減額する方針をとつていつた。兵庫県でも、二十一年の規定では月額最高五〇銭、最低一〇銭であつたが、二十四年では最高五〇銭、最低五銭となり、さらに二十五年には最低二銭と減じてゐる。市町村は実際徴収額においても、県下平均、二十二年は一八・三銭、二十四年は八・五銭、二十五年は七銭と漸減している。賦課方法は大部分の町村で家庭の経済状態に応じた等級割をとつてゐる。

城崎の場合、残つてゐる断片的な記録によれば、樂々浦校の明治二十五年度の授業料は、村等級一八等以上は二銭(但し、一戸より二人就学の場合は、一人一銭とする)、一九等以下は免除となつてゐる。城崎校の明治二十九年度の授業料は、資産等級一〇等以上は十五銭、一一等から一七等までは一〇銭、一八等以下は五銭と

なつており、内川村よりかなり高額である。

ともかく、こうした授業料漸減措置によつて、二十年代後半からは就学率は着実に上昇していった（前頁の表42参照）。

就学はしたもののが二十年代の初め頃では、一般にまだ教育理解が低く、家業の手伝いや民間行事、祭礼などで学校を休むのはあたりまえという感覺で、当局にとつて出席の督励もまた重要な努力事項であつた。
 （二十年九月一日）本日より開校せしに、本村は旧盆とかいうこと盛んなるをもつて、生徒一人も出席せざるにより、その旨管理戸長に通牒し三日間休業す。

これでは学校側の完敗であるが、翌二十一年四月十三日の上巳の節句（ひな祭）では、その前日に欠席しないよう訓辞したにもかかわらず欠席者が多く、一一三人中四四名にのぼつたので、翌日には欠席者に対しても一時間の補習を課してさらに篤く訓諭を加えた。ところが五日後の尾崎（現豊岡市野上）金刀比羅神社大祭には、遠く離れているにもかかわらず約半数余りが二日間にわたつて欠席し、つづいてその二週間後の五月四日の開山忌（温泉祭）にも欠席や早退が多かつた。その当日の日誌にはつぎのように記している。

（二十一年五月四日）昨日懇諭せしにかかるわらず、父兄の指図なりとて欠席や早退非常に多かりき。何某氏の言に「学校の教育は五時間温めて七時間冷す」と。この言この日に於いて真なるを知る。ああ、家庭の教育また思うべし。よつて出席生を賞励しあげり。

行政当局もまた出席督励に力を注ぎ、欠席の多い生徒に対して文書で督励したり、家庭を訪問して出席を勧奨したりしている。こうした努力と時勢の進歩によつて二十年代の後期になると、たとえば、二十八年四月の開

山忌の欠席は二三二人中二六人、二十九年四月のひな祭には二五六人中二一人というように、大体一〇%内外となり進歩の状況が見られる。その頃の城崎小学校の出席率を推計してみると（日日出席数と在籍数により）二十七年で九一・三%、二十九年で九三・六%を示し、県平均を大幅に上まわっているが、出席督励についての年来の努力の成果といえるであろう。

この頃から欠席者督責の反面、出席良好者に褒賞を与えて出席を奨励する方法が講ぜられるようになつた。すなわち、一年間皆出席を一等賞、欠席一日を二等賞、欠席二日を三等賞として卒業式当日に賞状と賞品を与えた。二十八年度は在籍二一人に対し、一等賞二三、二等賞一二、三等賞九で計三三人。二十九年度は二四七人に対して、一等賞一一、二等賞一八、三等賞二三で計六二人であつた。この表彰制はその後、皆勤賞・精勤賞として昭和までつづく。

(5) 文明開化と地域の変容

排仏毀釈と新しい公共機関 維新新政府は王政復古、祭政一致の立場から、従来習合していた神道と仏教を分離する政策をとつた。明治元年（一八六八）三月二十八日（旧暦）太政官布告によつて、神社が權現・天王などの仏語を神号とすること、仏像を神体としたり仏具を神社に置いたりすることを禁止した。いわゆる「神仏判然令」とか、「神仏混淆禁止令」とかいわれるものであるが、以後全国各地に排仏毀釈運動が起こり、神社における仏堂・仏像・仏具などの破壊や除去が行われた。

当地ではこの事に関する確かな記録は見あたらないが、現在町立美術館に展示されている数十体の破損仏は、四所神社に祭られていたものがその際に棄てられたものではないかと推測されている（なお、この破損仏は、

仏像修理技師の加賀義一や史学者中村直勝らによつて、貴重な文化財として折紙がつけられている)。なお戸島村の「弁才天王」が市杵島神社と改められたのは判然令によるものである。

四所神社と温泉寺とは創建当時から因縁が深かつたが、神仏習合によつて、四所明神の神官は社僧として温泉寺住職が兼帶していた。それが前記の神仏判然令を受けて明治三年八月久美浜県(旧代官領)から出された左の令達によつて神仏習合が廃止された。

純一神道祭祀の令達

支配下村々において是まで寺院修験の向、神事に与り候神社有之趣之処、兼て御一新御布令有之通り、己これある來、寺院修験之向、神事に参与致候儀相止め、純一の神道を以て祭祀致す可き事

右の趣、村役人より其寺院修験へ申し聞かせ、決して神事に参与申す間敷候まじく

八月

久美浜御役所

丹波・丹後・但馬村村役人

これによつて創建以来一身同体の関係を保つてきた四所神社と温泉寺が分離することになったのである。

湯島への文明開化の初波は郵便取扱所の開設であろうか。明治五年三月一日湯島郵便取扱所(のち郵便局となる)が本町に設置され、名望家青山大之進が局長となつて七月一日から郵便集配事務を開始した。郵便切手をはれば全国どこにでも届くという国営の郵便制度ができるのだが、汽車も自動車もない頃だから脚夫というものが走つて運んでいた。しかも最初の頃、湯島・豊岡間は四十九の日に出ただけだったという(『城崎物語』、『年表史』による)。湯島郵便局は十四年三月から為替貯金業務を加え、二十五年一月一日局舎を新築移転し

て電信事務を取扱うようになった。当時豊岡郵便局ではすでに各地との電信が開通しており、このとき湯島・豊岡間の電信開通によつて湯島局から直接電報が打てるようになつた。「石田手記」は、「この頃電報は針金を伝つて走るとうわさされて空を仰いで見る者があつた」というような話を伝えている。ともかく便利で不思議な器械だというので教育上の関心も大きく、湯島校では生徒を引率して電信器械を見学している。ついで二十六年七月一日城崎郵便局と改称して小包郵便事務も行うようになった。

つぎに明治八年竹野村に警察屯所が設けられたが、十年二月これが湯島に移されることになつて、上御所（今の蓮成寺前）に湯島屯所が設置された。この屯所は十四年七月五日南上町に移つて湯島分署と改称され、さらに三十年六月豊岡警察署城崎分署と改められた。

なお、町の景観を改めたものの一つに湯島小学校洋風校舎がある。明治十六年から十七年にかけて村の入口に建てられた校舎は次項の絵図（湯島校兼議事堂とある）にあるように目をそばだてるものがあつたであろう（湯島校新築については第一節(4)に記述）。（なお学校の記録によれば、新校舎の着工は十六年九月で完成は十七年二月であるのに、十六年八月発行のこの絵図には、湯島校新校舎が描かれている。しかもその姿は完成後の校舎とよく似ている。あるいは設計図などから推測して描いたものであろうか）。

町の概況と浴場 るが、明治十三年発行の『但馬地誌略』（京都府士族伊村則功著）につぎのように記している。

湯島は有名の温泉場にて浴室十四、何れも治病の功能あり、殊に明治六年仏人コハニー氏の此の湯を分析し、其の功驗著しさを証せしより其の名益々高し。春秋の際は四方の浴客雲集し常に数千人に至る。而



写134 明治15年頃の町なみ(弁天橋より一の湯付近をみると)

て文人墨客の間々遊遊（ごうゆう）するものあるを以て雅友に乏しからず、日夜糸竹管絃の音絶えず之を山陰の樂土と云うも真に誣言に非ざるべし（下略）。

つぎに明治十八年九月末に来遊した水戸の漢学者青山鉄槍の『大八州遊記』中の一文には

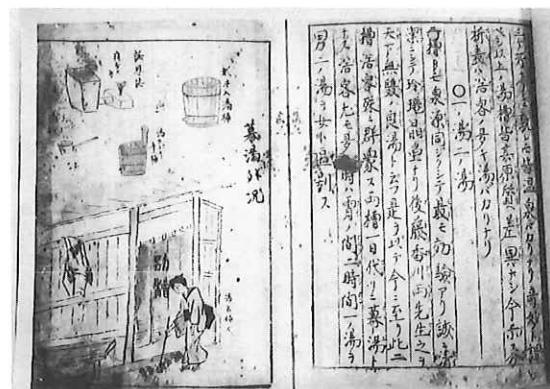
今津を過ぎ左折して湯島に至る。温泉あり、その名島にして島に非ず、その地海に浜す。人戸三百余、旅舎六十余、三層の楼を構え比比相属す（皆つながっていること）。湯槽凡そ八、散じて各所にあり、余漫遊して温泉に至る。湯戸の盛かくの如きは殆ど稀なり。これを聞くに、この湯、後藤艮山・香川太沖の二医大いにその治功を称してよりこの湯益々盛んという。維新後西洋人極めてこれを称す。

二医称する所果して徒然にあらず、能く人の身体を健にす。最も慢性病、皮膚病、癥毒（ちよう腹中にかたまりのできる病）、麻痺諸症、婦人諸病、金創（切りきず）等に宜しという（原漢文）。

右の二文を併せ読めば、湯島は湯治場であつて行楽地の一面をもつ樂土として、江戸末期の繁栄をそのままつづけているといつてよい。

また明治十五年四月には同志社大学を創立した宗教家新島襄が来湯し、そのメモ風の日記にその頃の湯や宿や町の概況をうかがうことができる。

四月二十四日（湯島の略地図を描いて浴場等の分布を記入）一



写135 明治14年一・二の湯の幕湯外況
(明治14年湯島温泉雑誌より)

の湯二の湯は最上のものとす。最澄明なる風呂ははなはだ深く、予直立して乳の上まで至る。温度は幾度なるか知らざれども少し過度に思ふ。冷水を注ぐべき樋、之を開けば水わき出す。湯に少し塩氣あり、また少しく白みありて明礬氣あるべしと思ふる（中略）。

湯島においては油筒や西村六左衛門、木せん（客が米を持参して自炊で泊る方法）一人で十二銭、別に三銭まで（サービス料）。別に米・油・炭・げた等出入の米屋より持参す、一人泊りおよそ二十四銭。

別に幕湯 一人当り金二十銭（一週間の料金） 別に湯頭に三十銭、湯女三人に二十銭ずつ。

家数三百二十戸、人員千六百、旅宿六十三軒（下略）。

その他に明治十五年来遊した民権家西穀一は『登臨漫語』（漢文）に、湯島の地勢・浴場・戸数・人口等を記し、浴客はつねには二、三百人であるが五、八月の候には、二、三千人に達すると述べ、その浴客は雅俗混淆、千客千容、万客万態で面白い、と書いている。

つぎに当地出身の南画家三宅竹隱が書いた「案内書」（明治十四年発行『湯島温泉雑誌』）によつて、そのころの外湯の状況をみていく。



写136 明治14年一・二の湯の幕湯内況
(明治14年湯島温泉雑誌より)

浴槽總て十四あり、其の中浴客の最も群聚する者を一の湯・二の湯・御所の湯・曼陀羅湯という。其外家具洗滌の為の小槽を設けし所も多し。

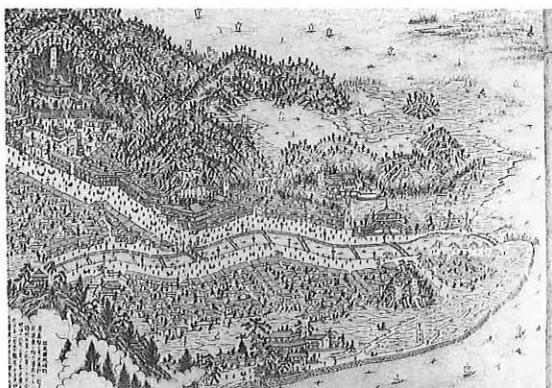
以下各浴場についてはその概況を述べる。

①一の湯・二の湯 一二槽とも泉源を同じくし（現在は合して一の湯となる）、清潔で玲瓈晶瑩（美しいきらきらと輝く）である。かつて後藤・香川両医師が天下無双の良湯といつて、最も効験がある。それ故今でも一番浴客が多い。両槽一日代りに幕湯とするが、特別浴客の多い時は宵の間二時間だけ、一の湯を男、二の湯を女と区別する。

左の画は幕湯の状況であるが、当時はまだ男女混浴で女性は湯巻をして浴したという。

②新湯・三の湯・瘡湯 絵図で分るよう二の湯のつぎにこの三槽が並んでいる。水脈が混じるので温度が低いが、天気のもようで熱い時がある。硫黄臭くて幾分白く濁っている。香川・後藤の説に瘡湯は害があるので禁ぜられているが、これは泉質が悪いのではなく、入浴の法に過ちがあるからである。しかし他に湯がたくさんあるのだから無理に入らぬがよい。

③常の湯（上の湯） 瘡湯のつぎにあつて



写137 明治16年の湯島温泉の絵図

温度が随分高い。しかし天候によつて低い事もある。一、二の湯と同様、玲瓏透徹で清潔である。

以上六槽が下の町と中の町との境にあつて皆北側の山根に並んでゐるが、これを合わせて「口の湯」といつてゐる。

④御所の湯

上の町にあつて三槽列んでゐるが、一番と二番の二槽は一、二の湯と同じく清潔で玲瓏晶瑩である。これも天下無双の良湯といわれた。一日代りに幕湯とする。

三番の湯は旧陣屋の湯というが、少し濁つていて温度も低い。

⑤曼陀羅湯

御所の湯の少し西を南に入つた山根にある。御所の湯と同じく清潔澄澈で、二槽あつて一日代りに幕湯とする。

⑥鴻の湯

上の町の町外れの山根にあり、往古鴻こうのとりが脚の傷を癒したという伝説によつてこの名がある。湯島温泉の始めと

されてゐる。確かな記録はないが信じてよい。

⑦裏の湯

下の町の裏にあり、一槽を二つに分けて、一つを平人の湯とし、一つを不潔の者の入る湯とする。清潔ではないが功能が著しく、歩行困難な者で起つようになる者が毎年一、三人から五、六人もある。

⑧地藏湯

下の町の入口にあつて疝氣せんき（漢方でいう腹や腰などの痛む病気）などによいと/or>いう。

地藏湯は絵図にみるようにこの頃は川の南側にあつた。なおこの絵図に付して渓村某は、從来浴槽の規

模が小さかったから昨年明治十五年の春に増改築して「觀美を尽くし湯槽浴室とも清潔を極むること復た昔日の比に非ず」と述べている（温泉・浴場の管理運営については、付編に記述する）。

文明の利器　**交通機関と**　鉄道のつくまで陸上交通機関の主軸をなしたのは、明治初年に登場した人力車である。これは西洋馬車からヒントを得て日本人が発明したものであるが、これも文明開化の産物といえる。

明治二十八年播但鉄道が生野に開通するまでは、遠く姫路や神戸辺りまで人力車を乗り継いで行つたというが、鉄道開通後も永く（自動車の普及まで）近距離用の乗り物として使用された。客どころの当町では人力車は重要な交通機関で車の数も多く、車夫は組合を作つて宿屋組合の修進社に対抗し、なかなか勢力があつた。古老の話によれば、上の町と下の町とに人力車の帳場があつて、車夫はそれぞれの組の印半纏に紺の股引をはき、ばつちよう笠（まんじゅう型の笠）をかぶつてカラカラと威勢のよい音を立てて旅館の玄関に駆け込んだものだという（明治末期までは車は鉄輪だった）。

明治十四年に豊岡・津居山間の県道が改修されて、古来難路といわれてきた豊岡・湯島間が陸路はかなり良くなつたが、一般には江戸期以来の川舟がおもな交通機関であつた。明治の中頃（三十年頃か）熊野川で使用されていた小型の蒸気船を譲り受け、今津の三本松から豊岡まで毎日就航するようになった。人力車の運賃が二〇銭に対しこちらは一五銭で、大変便利になつたが、土砂の流出による川底の変化によつて、よく航行に支障を来たすので三十四年頃には廃止になつた（「石田手記」第1巻）。

この蒸気船は別にして、鉄道開通までは、いまの地藏湯前の辺りが舟着場で、江戸時代からつづいて南側に案内所を兼ねた「番所」があり、客が上陸すると住所や宿泊先を尋ね、宿の決つていない客には宿の世話をして

いたという。

つぎに、文明の利器といわれる便利な器械が明治の中頃から末期にかけて当地にもつぎつぎに流入しているが、視聴覚機器で最初に現れたのは映画の前身ともみられる「幻燈」である。『小学校百年史』によれば、二十年六月に東京幻燈会と称する興行師が極楽寺で幻燈会を開いたのが最初であるが（原板はフィルムではなくガラスで種板といった）、それから数年後には町教育会で購入して、教員が操作説明する程に普及している。

つぎに、二十五年に郵便局にとりつけられた「電信機」についてはすでに述べたが（この項の初め）、さらに進んで直接音声の伝わる「電話器」の実演が行われたのが二十七年六月である。徳島県人某が電話器を持参して、学校と本住寺との間を通話したのだが、午前中は学校生徒、午後は町民有志が実験に参加して、魔法の道具に驚きの声をあげた。報酬は二円であった。わが国で最初に電話が開設されたのが神戸市で、明治二十六年であつたが、当初の加入者七四、電話器一台三〇円だったという（兵庫百年史）。当町の郵便局に通話所が設けられたのが四十一年、町内の旅館や商店に電話が架設されて、自由に通話ができるようになったのが四十三年であるが、その事情や電燈・鉄道についてはあとの項（第二節(5)）で詳述する。

つぎに音の出る機械「蓄音器」がお目見えしたのが二十八年七月で、播州人某が蓄音器を携帯して実験を申し込んできたので、使用料金一円を支払って職員・生徒が聴聞している。蓄音器が同窓会で購入されたのはそれから十年目の三十七年で、当町内に開設されていた陸軍療養所の傷病兵慰問に利用されている。なお動く写真である「活動写真」（映画）が、できあがつばかりの温城館で上映されたのが三十一年十二月初めである。城崎校を初め旧内川・港・竹野地区の学校八校、七百人余りの児童が観覧した。活動写真是二十九年に神戸で

上映されたのが最初で、東京・大阪・横浜では三十年、三十一年になつて地方都市でも興行されるようになつたというから、当地の興行はかなり早い方だつたといえる。もつとも、当地で二回目に上映されたのは二年後の三十三年である。

観光娯楽施設

明治のころに歌われたというつぎの「湯島手毬歌」を見ても、娯楽遊戯施設や物売り風景は江戸時代とあまり変つていない。

四つとえ、夜が昼でも売り歩く ゼンざい餅やうどんそば あがらぬかいな
五つとえ いつも大弓揚弓と お客さん達おなぐさみ なさらんかいな

六つとえ 麦わら細工や柳さじ 濑戸細引湯の花を 散らさんかいな

七つとえ なんでもござんすこの湯島 按摩^{あんま}灸師^{きゅうし}もたくさんに ござんすわいな

九つとえ 買うておくれやお客様 おでんのでんがくを あがらんかいな

十とえ どうから病気の有る人は、湯島によんで湯に入らせ なおそうかいな

大弓場・揚弓場は薬師堂境内および四所神社前にあり、料亭や食べ物店や土産物屋などの店が中の町を中心に軒を並べているだけでなく、歌にあるように声高く町中を売り歩き、客の座敷にまで上つて注文を聞いたり販売したりして、江戸時代風なにぎやかさがつづいていた（『城崎物語』・『石田手記』）。その中にも、新しい遊び場として玉突場ができ、西洋料理店が開かれていった。

前記数え歌の十番にあるように、当地は古来病弱者の湯治を第一にした温泉場であつたが、新しい時勢の中で保養地遊楽地としての面を発展させて行く必要があつた。その第一が円山川の舟遊びである。案内記に「城

崎温泉の娯楽中舟遊びにまさる清興はなし。大谷川口には常に軽舸^{けいか}櫓装^{きようそう}して客の便を待つものあり」とある。明治七年の湯島村村限調書には「川舟・屋型二九、船遊船」^{ふなゆぶね}とあるが、明治末期には「船は猪牙舟・家型船・釣舟・網舟等数十艘あり、櫓して遊客を待つ」と、発表している（『城崎温泉案内記』『城崎温泉誌』）。

ところで明治三十二、三年頃、料理屋組合が三十人乗りの大きな屋形船を新造した。この船には便所もついていて、中で三味線をひいて飲んだり踊ったり、宴会ができるように造られていたが、風雨で難航するたびに助け船を出さねばならず、それに船を動かすにも船頭が多くいり、運航にも経験がいるのであまり用いられず、「厄介丸」^{やっかいまる}と呼ばれて、いつも陸にあげられていたという（『石田手記』・古老の話）。

つぎに公園であるが、明治初期までは本住寺裏山を日和山（五四四ページの絵図参照）といい、眺めがよいので茶店などもあって、「遊人常に絶えず、この地好遊地なり。飯後の散行には遠からずして至極妙なり」（明治十四年発行『城崎温泉雑誌』）とあるように公園化されていた。ところで、その峰つづきの東端の神武山（神武天皇遙拝所があつた）と呼ばれていたところを、明治二十四年古島竹藏が中心となつて有志とともに私財を投じて開拓し、桜や楓を植えて東山公園とした。従来の日和山より規模も大きく眺望も展けてるので、その後当地第一の景勝地としてさらに整備された。明治末に発行された『城崎温泉誌』にはその景観をつぎのように記している。

東は円山川を隔てて鞍掛、太白の諸峰に対し、翠嵐碧波相淹映す。其の間漁家樅屋各所に点綴し、あたかも書画を展ぶるが如く、西は城崎の家脚下に集り呼べば則ち應えんとし、温泉寺の堂塔は遙かに樹林翠微の間に隱見す。北麓には桃島湖あり、水郭一の別天地をなし、所謂武陵桃源に似たり。（中略）若し夫



写138 明治13年の水明楼（斎藤崎庵筆）

れ遠く日本海を望み漁舟を煙波の間に指呼し、白帆を雲涛の外に点検せば、浩然爽快文辭のよく尽くすところにあらず。春夏秋冬の奇を一所に集め、湖海山川の勝を一眸に尽くす。天下廣しと雖も亦多く見えざる所なり（本文は当町出身の漢詩人結城蓄堂の筆である）。

水明楼の衰亡

なお、江戸末期以来、当地随一の名所旧跡として知られた柴野栗山ゆかりの水明楼は、明治を通じて次第に衰亡していったが、その移り行く様を文人の筆によつてたどつてみよう。

○明治十三年伊村則功『但馬地誌略』

南に今津の水明楼あり、此の楼や一小店なれども觀月の勝地たり。殊に柴栗山翁撰する所の碑あるを以て其の名高し。

○明治十六年三宅竹隱『臥遊集』

今は則ち闕然たる（ひまな様）野店、敗壁破簾復昔日に非ざる也。時に或は之を訪う者あらばただ老嫗の苦茶を供するに過ぎず。詢に慨くべき哉。然れども騒人韻士（詩人・風流人）酒を携え席を貰し、柴博士の遺蹟を尋ね以て風月一夜の遊をなす者猶少なからず、これやや慰むべきなり。

○明治三十五年内藤湖南『浴泉紀行』

舟は円山川に入り南に溯る。数町にして河にのぞんでいと荒れたる野店あり。こは柴博士が命名したる半夜水明楼の名残にて、楼前に見

ゆる碑には博士の書せる

風雪詠帰山吐月 濡縷歌罷水揚瀾 (風雪詠ジ帰レバ山月ヲ吐キ 濡縷歌罷メバ水瀧ヲ揚グ)

の一聯を刻せりとぞ。

○明治四十四年結城蓄堂『城崎温泉誌』

名大いに著われ一時の盛を極めたりしが、鉄道工事の為取扱われ、今は唯舊蒼たる當時博士の手栽せる老松の下に、其の聯句を彫れるものと、藤城翁(村瀬氏)の詩を刻せる二碑を存するのみ。

○大正二年徳富芦花『死の蔭に』

町外れから屋形舟に乗った。西岸には鉄路がずっと水に沿うて走つて居る。少し溯ると鉄路に沿うて水近く、振り面白い松二、三株、水明楼趾の標示が立つてある。文化年間に遊びに来て城の崎界隈の名勝を紹介した柴栗山が半夜水明楼と命名した旗亭の趾である。

○昭和二年島崎藤村『山陰土産』

水明楼の跡というのは城崎から三、四町のところにあつた。徳川時代の儒者柴野栗山が河に臨んだ小亭の位置を好んで、その辺の自然を楽しんだ跡と聞く。今は鉄道工事のため取り払われて、漢詩を刻した二つの古い石碑まで半ば土に埋められたままになつてゐるのも惜しい。私達はその岸に残つた記念の老松を見て通り過ぎた。

その後昭和三十八年五月道路拡幅工事のときこの老松は切り倒され、記念の石碑も東山公園の一隅に移されて、かつての名勝水明楼の跡を訪ねようすがもなくなつてしまつた。

来遊した 明治になつて当地に来遊した各界の著名人で、何らかの記録によつてその事実が確認できるもの著名人 について記する（この項は明治三十年代ぐらいまでを対象）。

政治家では、明治十四年に相ついで来遊した当時の外務卿井上馨と内務卿山県有朋がある。その後遺症として内湯事件が起つてゐるが、（3項参照）山県はつぎの漢詩をのこしている。

奇松間怪石 啼鳥暮雲間 醉後倚樓座 溪頭有好山

出雲大社宮司でのち政治家に転じた千家尊福（一八四五～一九一七）にも、年次不詳だがつぎの歌がある。

出づる湯の湧きてここにと訪ふ人は心のちりやまづ払ふらん

学者文人では、まず国文学者大和田建樹（一八五七～一九一〇）国学者猪熊夏樹（一八三五～一九一二）、ともに歌がある。

湯あみする人まだ起きぬ明方にひとりかすめる月を見るかな

但馬の海すしき瀬戸の夕風を真帆にうけても行く小舟かな

大和田建樹

猪熊 夏樹

ついで先に紀行の一部を紹介した新島襄（一八四五～一八九〇）、西毅一（一八三三～一八九四）、青山鉄槍（一八二〇～一九〇六）があり、また、二十一年に来遊した歴史学者重野安繹（一八二七～一九一〇）は数編の漢詩をのこしており、地理学者志賀重昂（一八六三～一九二七）は「日本風景論」の中で玄武洞を解説している。さらに三十三年には漢文学者久保天隨（一八七五～一九三四）が来湯して「桧木笠」に文をのこし、三十五年には歴史学者内藤湖南（一八六六～一九三四）が「浴泉紀行」を書いている。

なお明治三十一年には乃木希典（一八四九～一九二二）が来湯しているが、六月十三日の学校日誌に「乃木

中将郷里より山陰漫遊、舞鶴軍港視察の途、一昨、昨夜滞留せり」と記されている。

当町出身の二人の画家

明治時代に活躍し、当町の誇りといつてよい二人の画家について略歴を記する。

斎藤崎庵（一八〇五—一八八三）

（池田氏、但馬聖人といわれた幕末の儒者）と並んで「但馬三庵」と称せられた南画家。生家は当町で代々伊勢屋を名のる旅館で、幼名を小太郎、のち文之助と改める。名は淳、字は仲醇あきなと称し、崎庵また自軒老人と号した。

幼くして父を失い耳を悪くしたので、心を詩画に寄せ学問を好んだ。十六歳のとき、京に上り南画家中井竹洞の門に入つて画技を修めた。その間よく大和や紀伊に遊んで月力瀬や那智に滞在した。明治初年、南画の中心地九州へ赴く途中、明石に二年留まり、九州では筑豊と長崎に永く逗留して、中国歴世名家の作に接して、大いに得るところがあり、天草から雲仙にまで足を伸ばしている。のち城崎に帰つて画業に専念した。明治十二年七十五歳のとき、初めて東京に出て滞留五年余、その間甲信越の山河を渡り歩いて多くの作品を遺した。明治十六年城崎に帰つたが、再び招かれて甲府に遊び、客舎で病没した。齢七十九歳。

生前、作品「耶馬渓図」を宮廷に献じて、嘉納賜金の光榮に浴している。崎庵には山水画が多く、まれに花鳥図を描いているが、その絵は従前から逗留地に遺した作を中心によく評価が高まってきたという。その遺作は当地の諸家にもかなり所蔵されているが、温泉寺本坊の襖絵や掛軸が町の文化財に指定されている。

三宅竹隱（一八五九—一九〇〇）

生家は当町の旧家板屋で、幼名徳之助、字は子瑞あざな。長男であつたが

幼時虚弱で耳も悪かったので、学問と描画に心を寄せ、家督を姉婿に譲つて京都に出、南画家田能村直入に師事してその高弟となつた。漢学・禅学にも造詣深く、師の直入が京都に南宋画学校を設けたとき、抜擢され校長となり、美術教育に力を尽くした。性磊落で余技として篆刻や俳詣をよくした。生来病弱で明治三十三年大成をまたず四十一歳で没した。

第一節 城崎町の近代化

(1) 城崎町・内川村の発足

地価修正要求と
大同団結運動

自由民権運動は松方財政による不況が浸透するなかで衰退していくが、租税（地租が中心）負担の軽減を求める民衆の声は不況の中で根強く残っていた。明治二十三年（一八九〇）の国会開設を三年後に控え、明治二十年外人判事任用を許す井上馨外相の条約改正案がもれると、片岡健吉・星亨らを中心に三大事件建白運動が起つた。これは、政府に①言論の自由②地租軽減③外交の回復などを要求する運動で、旧自由民権活動家が全国各地で運動に参加した。

この運動は、後藤象二郎が従来は対立していた旧自由党系・改進党などの大同団結を提唱したため一時的に戦線統一が成立し、大同団結運動として、きたる明治二十三年の国会選挙に立派な代議士を選び、先の諸要求などの実現を企てる運動となつた。しかし二十年末に保安条例により数百の運動家が東京から追放され、二十二年二月大隈重信（改進党系の実力者）が伊藤博文内閣に入閣し、二十二年三月後藤象二郎が黒田清隆内閣に

入閣するなど幹部と藩閥政府の妥協も行われ、運動は腰くだけとなつていった。

但馬に大同団結運動の影響がおよんでくるのは、明治二十一年秋から二十二年初めにかけてである。この頃すでに大同派から改進党系が脱退し旧自由党系が中心となつておき、民権運動期に自由党系の基盤であった但馬で、つぎのように再び中央での動きに呼応しようとする様相が出てくる。

明治二十一年十月二十五日、植木枝盛（旧自由党の理論家）を囲み豊岡町で地方有志懇親会が開かれ、植木は大同団結の必要を提唱した。また「神戸又新日報」（明21・11・17）には、在湯島（現在の城崎町）慷慨生のペンネームで「全但人民に^(マサ)忠し併せて内閣諸公へ一言す」というつぎのような投書が掲載され、政治運動への関心を訴えた。「我邦四困の境遇は如何、裡面の形勢は如何、外交の問題は吾人をして果して満足せしめたる乎、財政の政略は吾人をして果して擊壊せしめたる乎。抑も亦待ちに待（ち脱力）たる帝国議会は如何に為す可き乎……（中略）：全但人民は如此き時機に会し如此き重大の問題を徒らに明治政府特有の問題に自任し雲烟過眼落花流水となし去らんとするは何ぞや」。

こうして明治二十二年一月十三日豊岡町で城崎郡俱楽部が創設され、二方郡では県議の中井幹造が大同団結派と氣脈を通じ活動を行いはじめた。

城崎でもこのような動きが三月から五月にかけ確認されるようになる。三月二十日湯島村（現城崎町）で大江甚助、細田勝太郎（今津村—現城崎町、酒造販売）、岩本八右衛門（内川村上山、地主）らが俱楽部設置の準備会を催し、四月三日再び湯島村に城崎郡内の名望家三十余名が集まり、北但俱楽部の組織会を開いた。城崎からは先の細田の他、結城勘右衛門（湯島村、旅館）が発起人（五人）となつてゐる。さらに四月二十六日